

平成27年第2回潟上市議会定例会会議録（1日目）

○開 会 平成27年6月12日 午前10:00

○散 会 午後 5:05

○出席議員（18名）

1番 鑑 仁 志	2番 堀 井 克 見	3番 佐々木 嘉 一
4番 小 林 悟	5番 澤 井 昭二郎	6番 藤 原 幸 雄
8番 藤 原 典 男	9番 西 村 武	10番 千 田 正 英
11番 戸 田 俊 樹	12番 菅 原 理恵子	13番 中 川 光 博
14番 佐 藤 義 久	16番 大 谷 貞 廣	17番 伊 藤 正 吉
18番 菅 原 久 和	19番 鈴 木 斌次郎	20番 伊 藤 榮 悦

○欠席議員（1名）

15番 児 玉 春 雄

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鑑 利 行
教 育 長 肥 田 野 耕 二	総 務 部 長 藤 原 貞 雄
市民福祉部長 畠 山 靖 男	福祉事務所長 兼社会福祉課長 川 上 裕 隆
産業建設部長 渡 部 智	水 道 局 長 鈴 木 利 美
教 育 部 長 小 玉 隆	財 政 課 長 (部長待遇) 塚 本 光
総 務 課 長 栗 山 隆 昌	企 画 政 策 課 長 菅 原 剛
税 務 課 長 藤 原 久 基	長 寿 社 会 課 長 伊 藤 巧
産 業 課 長 桜 庭 春 樹	都 市 建 設 課 長 菅 原 靖 仁
上下水道課長 伊 藤 貢	教 育 総 務 課 長 工 藤 素 子
幼児教育課長 佐々木 雅 輝	文 化 ス ポ ー ツ 課 長 仲 山 和 法

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊 藤 清 孝	議会事務局次長 鈴 木 整
----------------	---------------

平成27年第2回潟上市議会定例会日程表（第1号）

平成27年6月12日（1日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（議長、議会運営委員会委員長）
- 日程第 4 行政報告（市長）
- 日程第 5 報告第 3号 平成26年度潟上市一般会計予算の継続費繰越計算書について
- 日程第 6 報告第 4号 平成26年度潟上市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 7 報告第 5号 平成26年度潟上市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 8 報告第 6号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第 9 報告第 7号 専決処分の報告について（潟上市立保育所を岩手県釜石市が保育を実施する児童に使用させることに関する協議）
- 日程第10 報告第 8号 専決処分の報告について（潟上市立保育所を大阪府箕面市が保育を実施する児童に使用させることに関する協議）
- 日程第11 承認第 1号 専決処分の承認について（平成26年度潟上市一般会計補正予算（第8号））
- 日程第12 承認第 2号 専決処分の承認について（潟上市市税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第13 承認第 3号 専決処分の承認について（潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第14 承認第 4号 専決処分の承認について（潟上市入湯税条例の一部を改正する条例）

- 日程第 1 5 議案第 4 7 号 潟上市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例（案）について
- 日程第 1 6 議案第 4 8 号 潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 7 議案第 4 9 号 潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 8 議案第 5 0 号 潟上市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 9 議案第 5 1 号 工事請負契約の締結について（羽城中学校大規模改修工事）
- 日程第 2 0 議案第 5 2 号 平成 2 7 年度潟上市一般会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 1 議案第 5 3 号 平成 2 7 年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 2 議案第 5 4 号 平成 2 7 年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 3 議案第 5 5 号 平成 2 7 年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 4 議案第 5 6 号 平成 2 7 年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 5 議案第 5 7 号 平成 2 7 年度潟上市水道事業会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 6 同意第 1 号 潟上市教育委員会委員の任命について
- 日程第 2 7 同意第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 2 8 同意第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 2 9 同意第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 3 0 同意第 5 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 3 1 同意第 6 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 3 2 同意第 7 号 湖東地区行政一部事務組合議会議員の推薦について
- 日程第 3 3 陳情第 6 号 J R 大久保駅西口の開設に関する要望書

日程第 3 4 陳情第 7 号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2 0 1 6 年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情書

午前10時00分 開会

○議長（伊藤榮悦） おはようございます。傍聴者の皆様、朝早くからご苦勞様です。

ただいまの出席議員は18名であります。

なお、15番児玉春雄議員から、病氣療養のため欠席の届け出がありましたので報告致します。

定足数に達しておりますので、これから平成27年第2回潟上市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

なお、本日から議会中継が開始されておりますので、ご協力をお願い致します。

【日程第1、会議録署名議員の指名】

○議長（伊藤榮悦） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、16番大谷貞廣議員、17番伊藤正吉議員を指名します。

【日程第2、会期の決定】

○議長（伊藤榮悦） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月26日までの15日間と致したいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月26日までの15日間に決定しました。

【日程第3、諸般の報告】

○議長（伊藤榮悦） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりであり、朗読、説明は省略します。

次に、議会運営委員長からの報告を行います。3番佐々木議会運営委員長。

【議会運営委員会の報告】

○議会運営委員長（佐々木嘉一） 皆さん、おはようございます。

議会運営委員会の報告を致します。

議会運営委員会は、去る6月3日に提出予定議案、会期日程等を議題として、委員、正副議長、当局からの説明員として副市長、総務部長の出席のもとに開催を致しており

ます。9日には、一般質問、請願・陳情の取り扱いのほか、議事日程及び議案等の付託を議題として、委員、正副議長の出席のもとに開催を致しております。また、本日12日に、追加提出予定議案を議題として、委員、正副議長、当局からの説明員として副市長、総務部長の出席のもとに開催をしております。

本定例会の運営についてご報告致します。

議案審議について申し上げます。

議会運営委員会において当局より提案理由の概要説明を受けた結果、報告第3号から報告第8号までについては、本日の本会議にて報告、承認第1号から承認第4号までについては、本日の本会議にて審議、議案第47号の条例制定（案）は、社会厚生常任委員会へ付託、議案第48号の条例改正（案）は、社会厚生常任委員会へ付託、議案第49号及び第50号の条例改正（案）は、総務文教常任委員会へ付託、議案第51号の契約締結（案）は、本日の本会議にて審議、議案第52号から第57号の補正予算（案）については、所管の常任委員会へ付託、同意第1号から第7号までについては、本日の本会議にて審議という区分で行うことと致します。

付託につきましては、皆様のお手元に委員会付託表としてお配りしておりますので、ご確認いただきたいと存じます。

次に、請願・陳情については、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり各所管の常任委員会へ付託することと致します。

一般質問について申し上げます。

一般質問については9名の通告者がありました。

議会運営委員会で抽選の結果、6月15日、月曜日の1番目に8番藤原典男議員、2番目に3番佐々木嘉一議員、3番目に9番西村武議員、4番目に17番伊藤正吉議員、5番目に6番藤原幸雄議員、6月16日、火曜日の1番目に14番佐藤義久議員、2番目に4番小林悟議員、3番目に16番大谷貞廣議員、4番目に12番菅原理恵子議員となりましたので、宜しくお願いを致します。

常任委員会審査について申し上げます。

各常任委員会審査は、各委員会とも6月18日、木曜日の午前10時から開催と致します。なお、本定例会より自由討議を実施することとしておりますので、宜しくお願いを致します。

以上、議会運営委員会からの報告と致します。ありがとうございました。

○議長（伊藤榮悦） これで諸般の報告を終わります。

【日程第4、行政報告】

○議長（伊藤榮悦） 日程第4、市長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。石川市長。

○市長（石川光男） おはようございます。傍聴者の皆さんも大変ご苦労様でした。

本日ここに、平成27年第2回定例会を開会しましたところ、議員各位には、ご多忙のところご出席を賜り、誠にありがとうございました。

本定例会は新しい議場で開催する初めての定例会であります。改めて初心に立ち返り、言論の府たる議会の拠点であるこの真新しい議場で議員の皆様と真摯に議論を交わし、市民の皆様の負託にしっかりと応えてまいりたいと決意を新たにしているところであります。

それでは、提出議案の審議に先立ち、第1回定例会以降の市政にかかわる主な事項の報告と提出議案の概要について申し上げます。

初めに新庁舎開庁について申し上げます。

旧3庁舎からの移転作業はゴールデンウィーク期間に集中的に行い、連休明けの5月7日に開庁式を執り行いました。当日は新庁舎正面玄関前において、5月7日生まれの潟上市内の児童3人とともにテープカットを行い、新庁舎での業務をスタートさせております。

また、新庁舎の市民見学会を5月23日と24日に開催したところ、この時を待っていたとばかりに多くの市民が訪れ、両日の来場者数は約800人にのぼりました。新庁舎への関心の高さがうかがえ、大変うれしく思ったところであります。

なお、開庁に合わせてマイタウンバス路線の見直しを行い、新たに飯田川地区への乗り入れを行うなど、新庁舎を起点とした市内全域を結ぶ新たな路線体系に再編し、新庁舎へのアクセスを確保しております。

市役所庁舎は市民の皆様の施設であり、市民の皆様の期待の場でもあります。開庁後の業務は概ね順調に滑り出しておりますが、今後はこの庁舎が市民の皆様の信頼の場となるよう、職員と一丸となって努力してまいります。

次に、市制施行10周年記念式典及び新庁舎建設工事竣工式について申し上げます。

4月29日に挙行了しました本式典では、各分野において永年にわたりご尽力を賜りました40団体と新庁舎建設工事関係者に対し、感謝状を贈呈し感謝の意を表しております。

潟上市が誕生して10年という一つの節目が経過し、これを区切りに潟上市は第2ステージに入ることになります。式典では、住民サービスの新たな拠点となる新庁舎を核に、まちづくりの力を結集させていくことを市民の皆様と誓い合うとともに、新庁舎の完成をお祝い致しました。

なお、式典の前には、新庁舎1階待合スペースにおいて新庁舎完成による神事が行われ、その後、1階市民ホールにおいて、潟上市名誉市民の水中写真家中村征夫氏から寄贈いただいた「ザトウクジラの母子」の除幕式を行っております。

次に、次期総合計画策定の進捗状況について申し上げます。

本市の行政運営の最上位計画と位置づけております本計画につきましては、現在の総合発展計画の検証を行いつつ、市を取り巻く環境の変化等に対応した次期計画の策定作業を庁内で進めております。

今後は、各種団体の代表や市民からなる検討委員会を立ち上げ、広範にわたるご意見・ご提言を賜りながら、市民参加による協働のまちづくりの実現を目指した新たな時代にふさわしい計画としていく方針であり、その過程において議会の皆様との協議を行ってまいります。

次に、地方創生への取り組みについて申し上げます。

昨年11月に制定された「まち・ひと・しごと創生法」第10条第1項の規定に基づき、本市でも潟上版の「人口ビジョン」及び「総合戦略」の策定作業を進めております。

5月7日には私を本部長とする「地方創生推進本部会議」を開催し、策定方針を定めたほか、職員の英知を結集し、職域にとらわれない、特に若手職員からの提案を求めています。現在は、「総合戦略」策定の前段階として必要な「人口ビジョン」の策定に必要なアンケート調査の実施準備などを行っております。

人口減少、経済、地域社会の課題に一体的に取り組むため、今後は、市民・産業団体・大学・金融機関・メディア等の関係者で組織する「地方創生推進会議」での意見等を伺い、国・県の計画で目指す方向性との整合も図りつつ、議員の皆様との協議を経て、潟上版「総合戦略」を策定したいと考えております。

次に、総合教育会議について申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行され、すべての地方公共団体において「総合教育会議」を設置することが義務づけられました。市長と教育委員会で構成するこの総合教育会議は、教育に関する大綱の

策定や重点施策などの協議・調整等を行い、教育政策の方向性を共有するものであります。

本市におきましては、6月2日に第1回目の総合教育会議を開催し、今後、両者で一致して教育政策の執行にあたることなどを確認致しました。

次に、ふるさと納税について申し上げます。

平成27年4月の税制改正により、特例控除額の上限が個人住民税所得割額の約1割から約2割に拡充されたこと、また、確定申告の必要がない給与所得者等の場合、寄附先が5団体までであれば確定申告が原則不要となりました。

本市ではこれを好機と捉え、ふるさと納税専門のインターネットサイトに登録し、寄附をしやすい環境整備を行うとともに、寄附者への返礼品を充実させるため、特産品の提供が可能な市内事業者を公募致しました。

その結果、4月1日の登録時点で8社から24品目の応募があり、5月31日現在では、101件、117万円の寄附金の申し込みをいただいております。例年、この時期は2、3件程度しか申し込みがありませんが、本年は既に例年の年間寄附申し込みと同程度となっていることから、インターネットへの登録による宣伝効果を実感するとともに、返礼品として贈呈している「市の特産品」のリピーター確保による地域経済への波及を期待しているところであります。

なお、当初予算で措置した返礼品の購入予算に不足が生じることから、関係予算を本定例会に計上しております。

次に、防災訓練について申し上げます。

東日本大震災による大津波により、甚大な人的被害が発生したことを契機に平成24年12月28日に発表された「秋田県津波浸水想定」に基づく最大規模の津波発生時に迅速かつ的確に避難できる能力の向上と、関連するあらゆる災害に対応できる体制の確立を図るため、潟上市役所を主会場に5月26日の県民防災の日に合わせて潟上市総合防災訓練を実施致しました。

訓練は、午前9時の防災行政無線による大津波警報発令のサイレンと避難を呼びかける放送で開始。全戸配布した津波ハザードマップに記載された東湖小学校等市内14カ所の津波避難場所に避難する訓練を実施し、消防署・消防団・自主防災組織が火災や津波などを想定した消火訓練・水防訓練・津波避難訓練を行い、市民4,590人が参加致しました。

また、本年度は新たに秋田河川国道事務所からも参加いただき、照明車・対策本部車の車両展示を行ったほか、災害時伝言ダイヤル体験コーナー、消火器使用講習、煙道体験及び災害時の協力協定を締結しているヤマト運輸・メルシティ潟上の協力による物資配送訓練、みちのくコカ・コーラボトリングと秋田ダイドーによる災害時救援自動販売機の飲料供給訓練も行っております。

今後も、自然災害や火災などの災害発生時に迅速かつ円滑な避難及び災害緊急活動が実施できるよう、防災関係機関の相互協力体制の確立と、自主防災組織の育成等による市民の防災意識の高揚を図ってまいります。

訓練に参加、ご協力いただいた市民の方々ほか、関係各位に心から感謝申し上げます。次に、クリーンアップ活動について申し上げます。

例年、あきたビューティフルサンデーに合わせて実施している「全市クリーンアップ」を4月19日に、また、6月7日には「八郎湖クリーンアップ」として八郎湖湖岸の清掃活動を実施致しました。

いずれも休日の早朝からの作業でありましたが、多くの市民・団体・企業等からご協力をいただきましたことに感謝申し上げます。

次に、次期地域福祉計画の策定について申し上げます。

現行の潟上市地域福祉計画が本年度をもって計画期間満了となるため、本年度中に次期計画の策定作業を進めます。去る5月12日には策定方針を定め、これに基づき策定準備を進めております。

今後は、各種団体の代表や市民からなる検討委員会を立ち上げ、広範にわたるご意見・ご提言を賜りながら、本市の保健福祉分野の個別計画などと整合性を図りつつ、福祉活動をより効果的に展開・推進するための計画とする方針であり、議会及び市民の皆様からのご意見を賜りながら進めてまいります。

次に、住民検診について申し上げます。

集団早朝検診は、健康づくりの中核的な役割を担う市健康生活推進協議会や自治会からのご協力をいただき、受診者は年々増加傾向にあります。

本年度の検診は5月19日から始まっておりますが、慢性胃炎や胃がん等を発症させる要因の一つである「ピロリ菌検査」を県内で初めて集団早朝検診で実施しております。

また、本市では胃・大腸・前立腺がんの精密検査費用の一部助成のほか、新たに子宮・卵巣がんについても助成を追加しており、今後も引き続き、無料クーポン券、コー

ルリコール事業、秋の日曜がん検診を継続実施し、がん検診受診率のさらなる向上と、がんの早期発見・治療に結びつけてまいります。

次に、不妊・不育治療費助成事業について申し上げます。

平成22年度から実施しております特定不妊治療・一般不妊治療助成事業の利用者は年々増加し、現在まで75組が利用しております。そのうち28人が出産し、7人が妊娠中であります。

少子化対策の一環として行っている本事業であります。約5割が妊娠、出産につながっており、不妊に悩むご夫婦にとって希望の持てる結果となっております。本市の不妊・不育治療費の助成制度は県内外から高い評価を受けており、今後も継続して、経済的・精神的な苦痛を緩和し、安心して治療に専念できる環境を維持したいと考えております。

次に、自殺予防対策について申し上げます。

本市の自殺者数は年々減少傾向にありますが、若年世代や働き盛り世代の自殺者数が横ばいとなっていることから、本年度、若年・働き盛り世代に対し自殺予防対策の普及・啓発を強化するため、市ホームページに「こころの体温計」を掲載致しました。

この内容についてであります。自分や家族等のストレス度をチェックできるとともに、自殺予防として生活困窮者や家庭・仕事上のトラブル等の相談窓口の情報も提供しております。

また、市内企業に向けて専門講師を派遣するメンタルヘルス出前講座を開催し、働く人が自分の抱えているストレス等に気づき、対処するための知識と方法を提供し、心の健康を保てるように支援してまいります。

次に、農業関係について申し上げます。

初めに稲作の状況について申し上げます。

播種作業については、4月第2週から第3週に盛期を迎えております。

播種後に好天が続いたことにより苗の生育が早く、例年より田植え時期はやや早めとなり、5月中旬以降が最盛期となりました。今後は初期生育を確保する上で適正な水管理の実施のほか、病虫害の発生を防ぐための予察等を行い、関係機関等と連携して早期の対策を指導してまいります。

果樹の和梨については、3月が好天で推移し、発芽期が平年より10日程度早まりましたが、4月中旬の気温が低かったため、最終的には平年より5日早い開花となりました。

開花が早まったため霜害が心配されましたが、生育の早い秋泉などの一部品種で若干の被害が見られたものの、主力品種の幸水・豊水には被害はありませんでした。今後は大玉の生産に向け、早期摘果を促すなどの指導をしてまいります。

花きの輪菊・小菊については、お盆向けの定植が5月上旬に終了し、定植後も好天が続いているため平年より早めに生育しております。今年の出荷スタートは6月中旬頃の予定で、市場の要望に応じた適期適量出荷に努めるとともに、良質生産に向け病虫害防除等を徹底して指導してまいります。

また、地域の振興作物として位置づけている花きの生産拡大の一環として、JA秋田みなみを事業主体に男鹿市船越地区に整備を進めていた「園芸メガ団地」での営農がスタート致しました。今後の新規就農及び後継者の育成へつながるよう、関係機関とも連携して指導してまいります。

枝豆については、4月下旬頃から順次播種を開始しております。好天により作業は順調に推移しておりますが、少雨の影響から碎土率が低下し乾燥の影響を受けやすくなっております。現在は、マルチ資材等の使用での発芽率向上と初期生育確保に向けた灌水の励行に努めております。

ネギについては、夏ネギの定植作業が3月下旬から開始され、4月上旬には全生産者の定植が終了しておりますが、乾燥気味な天候が続いていることから、今後は灌水作業を進め、計画出荷に向けた栽培管理を進めてまいります。

次に、共通商品券事業について申し上げます。

市商工会では、地元購買力の拡大と地域経済の活性化を目的に、本年度も引き続きプレミアム付き商品券を発行致します。

本年度の販売については、国の経済対策である「地域住民生活等緊急支援交付金」を活用し、発行額については例年の3倍、プレミアム分は10%から20%に拡充して実施致します。具体的には、額面1,000円の商品券12枚を1セットとし、これを1万円で販売するもので、3万セットを発行し、発行総額は3億6,000万円となります。

現在、7月1日の販売開始に向けて準備を進めており、本事業が市民の消費拡大を喚起する起爆剤となり、地域の景気改善につながることを期待しております。

次に、市道の整備について申し上げます。

社会資本整備総合交付金事業を活用した道路改良事業として、「大豊小学校線」につきましては事業用地取得の目処がついたため、橋梁基礎工事に着手しております。また、

「大清水下谷地線」のＪＲ大清水跨線橋は、本年度は旧橋の撤去を実施致します。また、二田追分線の道路拡幅・歩道設置は、用地測量と補償算定業務に着手致します。さらに、橋梁長寿命化補修事業として補修工事と詳細設計を実施致します。

そのほか、市道の損傷が多く見られることから、舗装補修を中心に市民の安全な通行確保を目指すとともに、通学路の安全対策を実施してまいります。

次に、教育関係について申し上げます。

初めに学校施設整備について申し上げます。

児童生徒の学校生活の安心・安全を確保するため、計画的な施設整備を進めております。本年度は飯田川小学校の大規模改修に向けた実施設計を行うほか、本定例会には羽城中学校大規模改修工事の契約議案を提出しております。

学校施設は災害発生時の地域住民の避難所として果たす役割も大きいことから、今後とも計画的に整備を進めてまいります。

次に、学校ＩＣＴ環境整備事業について申し上げます。

本年２月に県教育委員会の指定事業である「拠点・協力校英語授業改善プログラム」に潟上市が指定され、天王南中学校・追分小学校を拠点校に、秋田西高校・五城目高校と連携して実施することが決定致しました。

喫緊の課題である「英語教育」「ＩＣＴ活用教育」に今後、積極的・主体的に取り組んでいくため、本定例会に関連備品を購入するための予算を計上しております。

次に、芸術文化振興事業について申し上げます。

NHKのテレビ特別番組、BSプレミアム「ニッポンの里山」の収録が、豊川地区の草木谷で行われる予定となっております。番組では、石川理紀之助翁を紹介するとともに、女優の宮崎美子氏、写真家の今森光彦氏と中村征夫氏が「ブルーホール」で行う「ニッポンの里山・里海を語る」をテーマとしたトークショーの様子も、あわせて放送する予定となっております。

本市では潟上市の魅力を発信する好機と捉え、このイベント開催に要する経費に対する助成金を本定例会に計上しております。

次に、チャレンジデーについて申し上げます。

５月２７日、潟上市としては３回目となる「チャレンジデー」に参加しております。今年度は、全国で１３０自治体、秋田県内では２５市町村すべてが参加して行われ、本市は佐賀県神埼市と対戦致しました。

本市ではこれまで同様、勝敗にこだわらず、参加率50%以上を目標に掲げ、各種団体や関係各位へ参加協力をお願いしたほか、レクリエーション体操、ペタンク講習会、グラウンドゴルフ交流会、買い物ウォーキングなどを実施した結果、最終参加者数は2万3,783人、参加率は70.2%で、金メダルを獲得することができました。なお、対戦相手の神埼市の参加率は61.3%でありました。

議員の皆様はじめ、参加した市民・関係団体に厚くお礼申し上げますとともに、このチャレンジデーをきっかけに一人でも多くの市民が継続的な運動に取り組み、健康に対する意識の高揚や地域コミュニティの推進につながることを期待するものであります。

次に、平成26年度各会計の決算につきましては、現在計数整理中ではありますが、その概要を申し上げます。

一般会計につきましては、歳入決算見込額約201億9,700万円、歳出決算見込額約193億2,500万円、歳入歳出差引見込額約8億7,200万円となり、翌年度へ繰り越すべき財源約2億7,800万円を差し引いた実質収支見込額は約5億9,400万円となっております。

主な特別会計の実質収支見込額は、国民健康保険事業特別会計で約3億2,400万円、介護保険事業特別会計で約9,200万円、下水道事業特別会計で約4,200万円となっており、その他の特別会計におきましても実質収支見込額は黒字となっております。企業会計であります水道事業会計は6,034万円の純利益となっております。

以上が平成26年度各会計の決算概要であります。

また、本定例会には、平成26年度潟上市一般会計予算の継続費繰越計算書ほか5件の報告、平成26年度潟上市一般会計補正予算ほか3件の専決処分の承認、議案として、潟上市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例（案）ほか3件の条例案、羽城中学校大規模改修工事の工事請負契約の締結、平成27年度潟上市一般会計補正予算（案）ほか5件、人事案件として教育委員1名の任命、人権擁護委員候補者5名の推薦及び湖東地区行政一部事務組合議会議員1名の推薦についての案件を提出しております。

なお、一般会計補正予算（案）の総額は8,142万4,000円で、主なものは「学校ICT環境整備事業」3,572万1,000円であります。

また、人権擁護委員候補者5名につきましては、うち2名が任期満了に伴うもので、3名につきましては、近年、人権擁護委員を取り巻く環境の変化により業務量が増大していることから、増員を勧める法務省の方針に従い推薦するものであります。

以上が行政報告並びに本定例会に提出しております議案であります。適切なる決定を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（伊藤榮悦） これで行政報告を終わります。

【日程第5、報告第3号 平成26年度潟上市一般会計予算の継続費繰越計算書についてから 日程第7、報告第5号 平成26年度潟上市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第5、報告第3号、平成26年度潟上市一般会計予算の継続費繰越計算書についてから日程第7、報告第5号、平成26年度潟上市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書についてまでを一括議題とします。

報告第3号から報告第5号までについて、当局より一括して提案理由の説明を求めます。藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） 第2回潟上市議会定例会提出議案についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

報告第3号、平成26年度潟上市一般会計予算の継続費繰越計算書について。

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、平成26年度潟上市一般会計予算の継続費逓次繰越額について、別紙のとおり報告する。

平成27年6月12日提出 潟上市長 石川光男

2ページでございますが、平成26年度潟上市一般会計継続費繰越計算書の内容について申し上げます。

2款総務費1項総務管理費の市役所庁舎整備事業は、平成26年度継続費予算現額50億2,350万3,000円のうち支出済額を差し引いた9億6,922万6,356円を逓次繰越したものでございます。

次に、8款土木費2項道路橋梁費の新庁舎周辺道路整備事業は、平成26年度継続費予算現額2億3,910万円のうち支出済額を差し引いた1億9,924万605円を逓次繰越したものでございます。

以上の合計11億6,846万6,961円を平成27年度に逓次繰越したものでございます。

主な財源と致しましては、地方債9億510万円でございます。

続きまして、議案書の3ページをお開き願います。

報告第4号、平成26年度潟上市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について。

平成26年度潟上市一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

平成27年6月12日提出 潟上市長 石川光男

4ページでございますが、平成26年度潟上市一般会計繰越明許費繰越計算書の内容について申し上げます。

2款総務費7項地域住民生活等緊急支援交付金事業費は、地方創生事業1,283万6,000円、観光客誘致事業4,200万円、共通商品券事業8,174万2,000円でございます。

次に、6款農林水産業費1項農業費は、農業基盤整備事業590万円でございます。

次に、8款土木費2項道路橋梁費は、市道整備事業7,200万円、3項河川砂防費は、急傾斜地崩壊対策事業39万2,000円でございます。

次に、9款消防費1項消防費は、防災行政無線整備事業7,540万円でございます。

次に、11款災害復旧費1項災害復旧費は、災害復旧事業464万4,000円でございます。

以上の合計2億9,491万4,000円を平成27年度に繰越したものでございます。

主な財源と致しましては、国・県支出金1億7,584万4,000円、地方債1億420万円でございます。

続きまして、議案書の5ページをお開き願います。

報告第5号、平成26年度潟上市下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書について。

平成26年度潟上市下水道事業特別会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

平成27年6月12日提出 潟上市長 石川光男

6ページでございますが、平成26年度潟上市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の内容について申し上げます。

1款下水道費1項総務費の秋田湾雄物川流域下水道事業876万4,000円、2項事業費の公共下水道事業3,031万4,000円でございます。

以上の事業合計3,907万8,000円を平成27年度へ繰越したものでございます。

主な財源と致しましては、国・県支出金1,317万8,000円、地方債2,460万円でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） これから報告第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。

3番。

○3番（佐々木嘉一） 報告第3号の一般会計予算の継続費繰越計算書ですが、主に庁舎建設にかかわるものだと思います。いずれ庁舎建設についても、その都度、財源あるいはその予算等追加しまして、じゃあどれくらいかかったのかなということによく聞かれますが、そういう観点からひとつ質問致します。

いずれ2の総務費の総務管理費、市役所庁舎整備事業、継続費の総額が51億4,300万円。26年度までの支出済額が40億5,400万円。関連して、その道路が継続費の総額が2億9,300万円で、支出済額が3,900万円ということで、26年度末では40億9,400万円という庁舎を含め関連する道路等の総額と理解しております。このうち、さらに27年度、またさらに繰り越して、いわゆる翌年度の繰越額が庁舎・道路合わせて11億6,300万円ですか、それが27年度に繰り越されて27年度に予算執行されるという、そういうふうに理解してよろしいですか。

○議長（伊藤榮悦） 藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） 3番佐々木議員にお答え致します。

おっしゃるとおり26年度の支出済額、すいません、最初からいきますが、継続費の総額が庁舎、それから道路、周辺の道路整備事業合わせまして、継続費の総額が54億3,632万3,000円。それで26年度までの支出済額が40億9,413万6,039円。その残額を、11億6,846万6,961円でございますが翌年度に繰り越ししたものでございます。

○議長（伊藤榮悦） 3番。

○3番（佐々木嘉一） どうもありがとうございました。それで、庁舎に実際どれくらいかかったのかというふうなこといろいろありますが、その後、27年度に繰り越ししまして、繰越予算の中で消化したものもあるでしょうけれども、このとおりもう完成しておりますが、その繰越、いわゆる27年度に逡次繰越した額で、庁舎関連でその残額のうち、あるいは道路の残額のうち、どれくらいもう予算執行されて、ほぼ決算に近い数字が出てくると思うんですが、その辺はどれくらいでしょうか。

○議長（伊藤榮悦） 藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） 再質問にお答え致します。

新庁舎の建設事業の27年度で行われておりますものは、10億9,482万3,994円となっております。それから、周辺道路のものにつきましては……。

○議長（伊藤榮悦） 渡部産業建設部長。

○産業建設部長（渡部 智） 3番佐々木議員のご質問に対して、道路部分についてお答え申し上げます。

繰越額と致しまして1億9,924万605円の逓次繰越額でございますが、今現在残額として残っておりますのが930万円程度、まだ未執行のものがございまして、それを除きます1億9,000万円程度に関しましては既に執行しております。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） 3番。

○3番（佐々木嘉一） そうすれば、わかりました。継続費として庁舎の予算にこれくらい使いますよというようなことでやった分は、もう930万円オーバーして、その分は恐らく27年度の当該予算で継続費じゃなくて歳入歳出予算に計上されておるものと思いません。いずれ9億6,900万円よりなかったものが10億円以上使っておるといえば、そのように理解致します。

道路についてもほぼ満額継続費を使ってるということなので、そうすれば庁舎関連については、まずこの継続費の総額54億3,600万円ぐらいは庁舎建設及び関連する道路に使用したと、そういうふうな理解でよろしいでしょうか。

○議長（伊藤榮悦） 総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） 再度のご質問にお答え致します。

先ほどの私が申し上げました10億9,482万3,994円というのは、周辺の道路整備も合わせたものとなっております。それで新庁舎のみの27年度の経費につきましては、8億5,688万554円となっております。それから、周辺の道路につきましては2億3,794万3,440円ということになってございます。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。11番。

○11番（戸田俊樹） ただいま当局から3番議員の質問に答弁ありましたけれども、総額ではそうすると、26年度と27年度でこの庁舎の周辺道路、外構工事等の総額が幾らになるか。それをちょっともう一度お答えいただきたいと思います。関連するわけですのでちょっとまずいかなとは思いますが、その辺のトータルの数字を是非ご報告いただければありがたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） お答え致します。

総額ということでございますが、庁舎、それから周辺道路合わせまして、26年・27年合わせまして52億914万873円となっております。

○議長（伊藤榮悦） 11番よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、報告第4号について質疑を行います。質疑ありませんか。17番。

○17番（伊藤正吉） この中に、観光客誘致事業費の中で「グリーンランドまつり」のイベント実施事業委託料と、それに対しての補助金合わせて1,000万円ございますけども、これはこれでよろしいと思いますけども、そのほかに市内には「八郎まつり」や「鷺舞まつり」等もございますが、こちらの方への補助金等は盛られなかったものでしょうか。

○議長（伊藤榮悦） 渡部産業建設部長。

○産業建設部長（渡部 智） 17番伊藤議員のご質問にお答え致します。

この観光客誘致事業におきましては、「八郎まつり」並びに「鷺舞まつり」への補助金は盛り込んでおりません。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 17番。

○17番（伊藤正吉） 盛り込んでない理由は、どのようなあれで盛り込まなかったのかお願いしたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡部 智） 伊藤議員の再質問にお答え致します。

観光客誘致事業ということで道の駅に関連する事業でなければ認定にならなかったということで、グリーンランドが道の駅に認定されておりますので、その関連事業としてグリーンランドまつりの方へのみ盛り込まれるということでございます。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。2番。

○2番（堀井克見） 今回の観光客誘致事業費の中で4,200万円の全体の額であります。

今、グリーンランドにかかわるところの議論は一通りされましたので、それはよしとします。ただ、その下段になります実施設計等の委託料の60万円、それから道の駅の改

修工事の減額というのが出てまいりますけれども、ここらのいきさつというか経緯というものをひとつご説明いただきたいと思います。いかがでしょうか、内容。

○議長（伊藤榮悦） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡部 智） 2番堀井議員のご質問にお答え致します。

最初の実施設計の委託料の減額でございますが、当初200万円を予定しておりましたけれども、精査の結果140万円で実施設計ができるであろうということで減額しております。

それとあと改修工事の減額につきましては、対象工事、当初予定しておりましたのがふれあい交流センターの照明工事、それと鞍掛沼公園のイルミネーション工事、それと看板改修工事等でございますが、このうち鞍掛沼公園のイルミネーションの設置工事と看板改修に関しましては、委託料の方へ移行したということで、このたびはふれあい交流センターの照明改修工事、LED工事に関しまして1,220万円の計上ということになっております。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 2番。

○2番（堀井克見） 今、担当の方からご説明ありましたが、委託料の方に組み替えをしたと。これ誰が見てもわかるとおり道の駅の改修工事と。工事費が委託料に組み替えられるということのいきさつ、そこを知りたいんですよね。やはり2,700万円、3,000万円弱の道の駅の改修が必要だと。イルミネーション等々の話があったのですが、そこらの工事費というものと委託料というものというのはあれでしょう、財政法上も予算の科目も違うわけでしょう。それがどういうふうな背景、根拠の中でそういうふうな措置をされたのかということをお聞きしたい。

○議長（伊藤榮悦） 総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） 2番堀井議員にお答え致します。

観光客誘致事業そのものの事務的なところを総務部の方で行っていますので、こちらの方からご説明致します。

本事業費については、3月定例会において道の駅改修工事として4,000万円、それから実施設計委託料として200万円を計上しておりました。それが工事の内訳では、ふれあい交流センター照明のLED化と鞍掛沼公園内にイルミネーションや看板等を設置することとしており、この内容で県の市町村課を通じまして内閣府に、地域住民生活等緊

急支援のための交付金、地方創生先行型となつてございますが、その相談を行つておりました。その後、定例会告示後に内閣府から連絡がありまして、この相談内容では交付金の対象にならないことと、交付金充当額に占める施設整備費の割合を50%以下、要はハード部分を50%以下にして相応のソフト事業費を計上するようにと指摘されました。これを受けまして事業内容を検討した結果、今回の委託料、それから産地間交流といったものにしております。

○議長（伊藤榮悦） 2番。

○2番（堀井克見） 今、総務部長から縷々説明ありましたが、この予算というのは、やはり繰越明許という形で3月の段階で我々も議決を、提案者であります当局の説明内容を聞いて、そして繰越明許を与えてると、財政法上ね。それが今話を聞くと、内閣府とのヒアリングといいましょう、打ち合わせが全く自信がないのに、あたかもその繰越明許という形の中で活用できるんだと、運用できるんだということで私ども議会の方に提示をし、提案をし、説明した。結果的にそれが、今説明あったとおり云々でこういうふうな形の減額補正になったんだよと。本来やはり繰越明許というのは、限りなく完璧な形の中で事業執行。まさに年度末を迎えて万やむを得なく年度を繰り越していくと、その時に本来主体的にもてるのが繰越明許という方法手段だろうと、私はそう思います。それが、言ってみれば国との予算のね、交付元であるそちらとのヒアリングすら完璧にまもらないものを繰越明許にして、結果的には言ってみればそれがまかり通らなかったというふうなことが、こういう形での26年度の補正という形で専決処分して出てくると。だとすれば、我々議決機関というのは、いかなる機会でもって正確なチェックをしていいのか甚だ疑問がここで生じてきますから、その点について、個人を責めるとかじゃなくして、やはり予算執行上、こういうふうな手法とか手順、フォローというのが果たしていいのかなと。いまだかつてこういう形の専決処分がこういう形で変節したということ、私ちょっとあまり記憶ありませんが、当然ちょこちょこあつては困るわけですが、そこら辺は提案側として執行側としてはどういうふうな、そういう実態を受けて最終的な見解をもち、そして今後の行財政運営に反映させようとしてるのか、そこら辺もあわせてひとつ、最後でありますけれどもご見解のほどを求めたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） 再質問にお答え致します。

堀井議員からのお話、おっしゃるとおりのところもございますが、まずは先ほども申

し上げましたが地方創生先行型の交付金事業ということで、新しい事業であったこと。それを県からの要請もございまして、勧めもありまして、県を相談相手にいろいろこうやりとりをしながら当初予算に計上したということになってございしますが、その後、県の方でも見解が違っていました、国の方にうちの方のその事業計画をお示ししたところ、先ほどのソフト事業が半数以上なければならないということになってしまいました。それが定例会後にそういった話が来たものですから、急きょそういったソフト事業の内容を詰めまして、観光イベントの拡充、それから地域間交流による販路拡大、観光協会との連携した観光振興事業、それからイルミネーション設置、看板ということで組み替えまして、事業の内容を3月9日に承認をいただいております。そういったことから専決処分ということ、3月30日付で専決処分を行ったものでございます。その間、庁舎外、庁外の関係団体での調整等、予算等の精査に取りかかりまして、3月30日に専決処分したということでございます。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、報告第5号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩致します。11時15分まで休憩致します。

午前11時05分 休憩

.....

午前11時15分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第8、報告第6号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）】

○議長（伊藤榮悦） 日程第8、報告第6号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

報告第6号について、当局より提案理由の説明を求めます。藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） それでは、議案書の7ページをお開き願います。

報告第6号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成27年6月12日提出 潟上市長 石川光男

8ページをご覧ください。

専決処分書

地方自治法第96条第1項第13号の規定により、次のとおり損害賠償の額を定めることについて、同法第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成27年3月16日 潟上市長 石川光男

相手方は、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●の●●●●様で、事故の概要は、平成27年2月2日午後6時30分頃、潟上市昭和大久保字北野蓮沼前山地内の潟上市道武利子澤白洲野樹園地2号線を走行中、舗装の劣化と消耗により生じた穴に気づかず走行し、左前輪を裂傷したものです。損害賠償額は、6,588円でございます。

以上でございます。

- 議長（伊藤榮悦） これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番。
- 1番（鑑 仁志） 今、総務部長から説明ありましたけども、これは定例会ごとこういうものが必ず出てくると。ところが、道路が悪かったために左前輪を裂傷したと。こういうのであるとすれば、やはり運転者そのものがやはり自分である程度安全運転をしないと、気をつけて歩かないと非常にうまくないんじゃないかなと私は思うんです。ところが定例会ごとこういうものが出てくるということ自体が、非常に問題があるんじゃないかなと私は思うんですけども、いかがですか。
- 議長（伊藤榮悦） 藤原総務部長。
- 総務部長（藤原貞雄） 1番鑑議員にお答え致します。

この損害賠償につきましては、もちろん相手方の過失といいますか、そういったものもあります。そういったことから相手方と十分協議をした上で、過失の割合につきましては今回50%ということで、残り50%は本人の過失分で本人が負担するということになってございます。

- 議長（伊藤榮悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

【日程第9、報告第7号 専決処分の報告について（潟上市立保育所を岩手県釜石市が保

育を実施する児童に使用させることに関する協議) 及び 日程第10、報告第8号 専決処分の報告について(潟上市立保育所を大阪府箕面市が保育を実施する児童に使用させることに関する協議)】

○議長(伊藤榮悦) 日程第9、報告第7号、専決処分の報告について(潟上市立保育所を岩手県釜石市が保育を実施する児童に使用させることに関する協議)及び日程第10、報告第8号、専決処分の報告について(潟上市立保育所を大阪府箕面市が保育を実施する児童に使用させることに関する協議)を一括議題とします。

報告第7号及び報告第8号について、当局より一括して提案理由の説明を求めます。
小玉教育部長。

○教育部長(小玉 隆) それでは、議案書の9ページをお開き願います。

報告第7号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成27年6月12日提出 潟上市長 石川光男

次のページです。

専決処分書

潟上市立保育所を岩手県釜石市が保育を実施する児童に使用させるため、地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、潟上市と岩手県釜石市との間において協議することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成27年5月25日 潟上市長 石川光男

広域入所児童は岩手県釜石市に住民票がある1歳児の児童で、母親の出産により昭和
大久保地区に里帰りしている6月1日から7月31日までの間に、昭和中央保育園を利用
するものでございます。

続きまして、議案書の11ページをお開き願います。

報告第8号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成27年6月12日提出 潟上市長 石川光男

次のページです。

専決処分書

潟上市立保育所を大阪府箕面市が保育を実施する児童に使用させるため、地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、潟上市と大阪府箕面市との間において協議することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成27年5月25日 潟上市長 石川光男

広域入所児童は大阪府箕面市に住民票がある4歳児の児童で、母親の出産によりまして昭和大久保地区に里帰りしている7月1日から7月31日までの間に、昭和西保育園を利用するものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） これから報告第7号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、報告第8号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

【日程第11、承認第1号 専決処分の承認について（平成26年度潟上市一般会計補正予算（第8号））】

○議長（伊藤榮悦） 日程第11、承認第1号、専決処分の承認について（平成26年度潟上市一般会計補正予算（第8号））を議題とします。

承認第1号について、当局より提案理由の説明を求めます。藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） それでは、議案書の13ページをお開き願います。

承認第1号、専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成27年6月12日提出 潟上市長 石川光男

14ページでございますが、専決処分書。

平成26年度潟上市一般会計補正予算（第8号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成27年3月30日 潟上市長 石川光男

別冊の平成26年度潟上市一般会計補正予算書（第8号）の1ページをお願い致します。

平成26年度潟上市一般会計補正予算（第8号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出そ

れぞれ1億5,396万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ203億7,424万9,000円とするものでございます。

3ページをお願い致します。

第2表、繰越明許費補正について申し上げます。

11款1項災害復旧費は、災害復旧事業464万4,000円で、昭和体育館災害復旧工事でございます。平成27年2月27日の強風により、玄関屋根の防水シートが剥離したものでございます。

5ページをお願い致します。

歳入予算について主なものを申し上げます。

9款1項1目地方交付税は1億5,163万8,000円の追加で、特別交付税の交付額の確定によるものでございます。

6ページをお願い致します。

歳出予算について申し上げます。

2款1項20目基金費は1億4,931万6,000円の追加で、財政調整基金積立金でございます。

2款7項2目観光客誘致事業費は、地域住民生活等緊急支援交付金事業で、国との事業実施計画の調整により歳出予算の組み替えを行うものでございます。

11款1項1目災害復旧費は464万4,000円の追加で、昭和体育館災害復旧工事でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから承認第1号を採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

【日程第12、承認第2号 専決処分の承認について（潟上市市税条例等の一部を改正する条例）】

○議長（伊藤榮悦） 日程第12、承認第2号、専決処分の承認について（潟上市市税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。

承認第2号について、当局より提案理由の説明を求めます。藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） それでは、議案書の15ページをお開き願います。

承認第2号、専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

平成27年6月12日提出 潟上市長 石川光男

16ページでございますが、専決処分書です。

潟上市市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成27年3月31日 潟上市長 石川光男

議案書の17ページから35ページに改正条例文を、それから参考資料の1ページから35ページに条例改正部分の新旧対照表を添付させていただいておりますが、改正理由につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成27年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたため、条例の関係部分を改正し、専決処分したものでございます。

主な改正内容でございますが、1つ目は、軽自動車税グリーン化特例についてであります。

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪車等について、その性能に応じて軽自動車税を75%、50%、25%の段階別に軽減するものであります。

2つ目は、個人市民税における住宅借入金等特別税額控除と、ふるさと納税の簡素化についてであります。

住宅借入金、いわゆる住宅ローン減税措置の対象期間を、現行平成29年12月31日から平成31年6月30日まで1年半延長するものでございます。

ふるさと納税については、もともと確定申告をする必要のない給与所得者の方で、1年間の寄附先が5自治体以下などの条件を満たした場合は、確定申告が必要とする現在の仕組みを簡素化し、寄附先の市町村などから課税される市町村などに通知する、ふるさと納税ワンストップ特例と呼ばれる制度が創設されました。あわせて、個人市民税所

得割額からの特別控除額の上限が、現行の1割から2割に拡充されることになりました。

3つ目は、たばこ税の税率の見直しについてであります。

紙巻きたばこは、大別して旧3級品と旧3級品以外の2種類があります。旧3級品と呼ばれる、わかば、エコー、しんせい、ゴールデンバット、ウルマ、バイオレットの6品目については、特例税率が適用されているため比較的安価で販売されておりました。今回の改正は、この旧3級品について、平成28年4月1日から平成31年4月1日まで段階的に税率を引き上げ、特例税率を廃止するものであります。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番。

○8番（藤原典男） 3点にわたって質問したいと思っておりますけれども、市民税の中の自動車税については、去年の議会で軽自動車税、エコカーとか、それから長年使っていたものが十数年なれば税金が多くなるというふうなことで、議会の方で議決したつもりなんですけれども、今、専決処分として今回出したというのは、その後法律の改正とか施行の期日とかそういうふうなのが変更となって、こういうふうに変決処分して出されたのか、そこら辺のいきさつをひとつお願いしたいということと、それから固定資産税については、該当の法人というのは、この潟上市にあるのかどうなのか、将来的にわたってどうなのか、そこら辺も聞きたいと思っております。

それから、たばこ税についてなんですけれども、旧3級品っていうふうなことで今銘柄も言われましたけれども、その必要性があるのかどうなのか、そこら辺の市としての見解というか、そこら辺を伺いたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○議長（伊藤榮悦） 藤原税務課長。

○税務課長（藤原久基） 8番藤原議員にお答えを致します。

軽自動車税の税率の専決についてでございますけれども、国では地方税法の改正により、平成27年度から原付、軽二輪、あとは二輪自動車などのいわゆるバイクと小型自動車について、平成27年度からの引き上げを予定しておりました。昨年、藤原議員がおっしゃったとおり、昨年の3月31日付で専決処分を行ってございました。しかし、これらを1年先延ばしにするとの改正が行われまして、それらについて今回専決処分を行ったものでございます。

なお、三輪車及び四輪車については、以前から28年度引き上げでございましたので、28年から全車種について税率が引き上げになるものでございます。

あと、たばこ税の改正でございますけども、たばこにつきましては、旧3級品と呼ばれてます、しんせい、わかば、エコー、ゴールデンバット、ウルマ、バイオレット、これ6品目あるんですけども、これ現行ですとその他の一般品に比べまして税率が半分以下になってございます。その格差を是正するという意味で、今回改正になったものでございます。

あと、固定資産税は法人は該当があるのかという、ちょっとこう、もしかすれば都市再生緊急整備地域法のことを言ってると思うんですけども、これらについては大都市でないで現行該当ないので、今しばらくは該当がないと考えております。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） ほかに質疑ありませんか。3番。

○3番（佐々木嘉一） 今回のいわゆる地方税法の改正によって条例を改正するというふうなことですが、今説明を聞きますと、軽自動車の税率の特例だとか、それぞれの額、税額の経過措置だとか内容はあるんですが、先ほど藤原総務部長さんがいみじくも説明致しました。結局、条例の場合は新旧対照表と、それに条例改正案と、それに今、さっき藤原総務部長が言ったような形で改正要綱というものを、言ってみれば法律文でなくて普通の文章で解説していただければ非常にわかりやすいというふうなことで、条例改正する場合はまずその3つを出せばいいというふうなことになってはいますが、今回の改正は新旧対照表と条例改正案だけです。非常に、しかも専決処分ということで、もう既に施行されているということですから非常に重要な問題ですので、ひとつ今後、やはり市役所という市を施行しているいわゆる団体ですから、条例提案については原則に基づいた資料をちゃんと備えて提案していただくというふうなこと、これは要望します。

それから第179条、端的に言っていますけども、第179条は、これは第180条と違って市長に専決処分の権限は与えておりません。それを専決処分したものを報告して承認を求めるといようなことだけれども、なるべくそういうふうなことで、この専決処分についても、時期的な問題もあるでしょうけども、ひとつ時期を捉えて、しかも条例改正、税条例でありますと負担が伴いますし、軽減もあるけれども、そういうようなことこの後にもありますので、ひとつ特にその点についてはもう少し提案についても丁寧という意味で資料を備えてやっていただきたいなど。要望です。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから承認第2号を採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立多数です。したがって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

【日程第13、承認第3号 専決処分の承認について（潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）】

○議長（伊藤榮悦） 日程第13、承認第3号、専決処分の承認について（潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

承認第3号について、当局より提案理由の説明を求めます。藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） それでは、議案書の36ページをお開き願います。

承認第3号、専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成27年6月12日提出 潟上市長 石川光男

37ページをお開き願います。

専決処分書

潟上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成27年3月31日 潟上市長 石川光男

議案書の38ページに改正条例文を、それから参考資料の36ページから39ページに条例改正部分の新旧対照表を添付させていただいておりますが、改正理由につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が平成27年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたために、条例の関係部分を改正し、専決処分をしたものでございます。

主な改正内容について申し上げます。

国民健康保険税の医療分である基礎課税額にかかわる課税限度額を「51万円」から「52万円」に、後期高齢者支援金等課税額にかかわる課税限度額を「16万円」から「17万円」に、介護納付金課税額にかかわる課税限度額を「14万円」から「16万円」にそれぞれ引き上げるものであります。

これにより、国民健康保険税は最大で「81万円」から「85万円」となるものでございます。

また、現在低所得者世帯に対し、法定軽減として平等割額と均等割額を7割、5割、2割軽減をしておりますが、そのうちの5割、2割軽減の所得基準を引き上げ、軽減対象者の拡大を図るものであります。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） これから質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○11番（戸田俊樹） 専決されると。法に従って国民健康保険税の値上げをするということは確定をしているように思いますけれども、いとまがなくて専決された。3月31日の情報の施行に伴ってそうだということのようですけども、この部分の税額の値上げによって、どれくらいの歳入の増が見込められ、どういうふうな国民健康保険のかかっている方々への福祉の向上といたしますか、その入った部分を還元するか、その辺のことと、昨年度の決算状況は先ほど市長の行政報告にあったように、3億数千万円の経常黒字をもってることになりますと、いかに上位法が決定されたといっても、それに準じて専決されなきゃいけないという理由は見当たらないような気も致します。ただ、一般会計からの持ち出し分が相当額あるんだから、その部分の穴埋めになるんだろうというふうなことも予想はされます。しかし、今日のここの机の上の上にあった文書を見ますと、さきの25年度の財政バランスシートや26年度の決算は出ないけれども、借金をして貯金をした部分は将来負担割合に入れたいんだというふうな、重要なその計算上といたしますか、考え方の矛盾があるような気がしますので、その辺のトータル的なところについて当局のご答弁をいただきたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） 11番戸田議員にお答え致します。

前段の影響額というところにつきまして私の方からお話し致します。後段の方は担当部の方からお答えしますので、宜しくお願いします。

それで影響額でございますが、最高限度額85万円にした場合の影響額、非常にその試算的には困難でございますが、税務課の試算でございますが約153万円の増となります。

それから、5割、2割の所得基準を引き上げ、軽減者の対象を拡大するというところの影響額につきましては、合わせて約180万円の減収になるということになってございます。

いずれにしても国の方に従いまして今まで実施してきておりますので、今回もそのように実施するものでございます。

○議長（伊藤榮悦） 畠山市民福祉部長。

○市民福祉部長（畠山靖男） 11番戸田議員の質問にお答え致します。

国保事業サイドからのご説明になります。本年度の農業所得の落ち込みが非常に、課税所得の減額が大きくなってございます。約3億7,000万円程度と予測しております。その関係で、このたびの低所得者の軽減措置の拡大や負担限度額の引き上げ等の施策を講じることで、農業所得の落ち込み部分については、先ほど26年度の決算見込みでお話があったとおり繰越金をこの部分に充当致しまして、今年度の国民健康保険税率については据え置く方針としておりますので、ご理解願いたいと思います。

以上であります。

○議長（伊藤榮悦） 11番。

○11番（戸田俊樹） 総務関係と担当の方の説明をいただきましたけれども、腑に落ちないのは、やはりどうしてもこういうふうにして市条例が専決されるというのは、いとまがなかったというよりも、もっと早く、当然議会に諮るべきというふうに考えます。介護保険料もあるし、その他いろいろもろもろあるんですけども、国保税の収納率そのものもこういう形で進むのがゆえに、改善される余地はほとんどないように努力されていることは認めますが、改善をされてないというふうに思うわけですので、その辺のところについてのご見解もいただきたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） 11番戸田議員にお答え致します。

専決処分、いとまがなかったのかというご質問でございますが、先ほども申し上げましたように3月31日付の公布となってございます。そういったことから施行期日が4月1日となってございますので、専決処分にしたということでございます。宜しく申し上げます。

○議長（伊藤榮悦） 11番。

○11番（戸田俊樹） この国の法に基づいて3月31日に公布される、4月1日に施行されるがゆえに期日がないから専決すると。じゃあ専決しない、当局としては専決しないと、後日改めて議会に諮って決めるといった場合に、国の方からどのようなお話をされるのか、その辺についての見解といたしますか、または他の市町村の実態等、類似団体等

との比較で、近隣で県内で専決しないと、前年度どおりやるといった場合に、その県内の25市町村の中でどういう状態なのか、その辺も知ってる範囲内で教えていただければありがたいし、国・県の指導がどういうふうになって地方交付税等の算入額が少なくなるというようなことがあるのかどうか、実態論をお話ししていただきたいと。以上で終わります。

○議長（伊藤榮悦） 石川市長。

○市長（石川光男） ただいま総務部長が答弁したとおり、3月31日決裁になって4月1日施行だと。我が国は法治国家でありますので、私は法律を遵守するという立場で、ほかの市町村がどうなっているかについては調べていません。

○議長（伊藤榮悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから承認第3号を採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立多数。したがって、承認第3号は原案のとおり承認することに決定しました。

昼食のため、13時30分まで暫時休憩致します。

午前 11時54分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第14、承認第4号 専決処分の承認について（潟上市入湯税条例の一部を改正する条例）】

○議長（伊藤榮悦） 日程第14、承認第4号、専決処分の承認について（潟上市入湯税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

承認第4号について、当局より提案理由の説明を求めます。藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） それでは、議案書の39ページをお開き願います。

承認第4号、専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第

3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成27年6月12日提出 潟上市長 石川光男

40ページをご覧ください。

専決処分書

潟上市入湯税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

平成27年3月31日 潟上市長 石川光男

議案書の41ページに改正条例文を、それから参考資料の41ページに新旧対照表を添付しておりますが、改正理由につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成27年3月31日に公布されたために、条例の関係部分を改正し、専決処分としたものでございます。

改正内容につきましては、鉱泉浴場を経営する場合に市長に申告しなければならない事項としている氏名又は名称を、事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号に改めるものでございます。

市内では、「天王温泉くらら」が該当事業所となります。これは、マイナンバー制度に伴い改正するものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから承認第4号を採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、承認第4号は原案のとおり承認することに決定しました。

【日程第15、議案第47号 潟上市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例（案）について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第15、議案第47号、潟上市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例（案）についてを議題としま

す。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。畠山市民福祉部長。

○市民福祉部長（畠山靖男） それでは、議案書の42ページをお願い致します。

議案第47号、潟上市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例（案）について。

潟上市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例を次のように制定するものとする。

平成27年6月12日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございます。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による介護保険法の改正に伴い、潟上市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるため、条例を制定するものでございます。

これまで厚生労働省令で定めるとされていた地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を、各自治体において条例で定めることとされたもので、厚生労働省令で定める基準に従い定める従うべき基準と、同じく基準を参酌とする参酌すべき基準を、項目ごとに整理し、本市の基準を条例で定めるものでございます。

それでは、43ページをお願い致します。

条例案の構成についてでございます。

条例は、第1条から第4条までの構成となっております。

第1条は条例の趣旨であります。介護保険法の規定に基づき地域包括支援センターが行う包括的支援事業、これは1として介護予防ケアマネジメント事業、それから2として総合相談支援事業、それから3として権利擁護事業、4として包括的・継続的ケアマネジメント事業、それにさらには、昨年の介護保険法改正により新たに加えられ、本市においては平成29年4月から実施することになりました、在宅医療介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの体制整備の各事業を実施するために必要な人員等の基準を定めることを規定してございます。

第2条は基本方針でございます。地域包括支援センターが包括的支援事業を実施する上で、各被保険者の心身の状況等に応じて必要なサービス及び援助等を利用できるよう支援するとともに、センターの設置・運営に関しては、中立性の確保及び人材確保の観

点から、地域包括支援センター運営協議会がかかわることなどを規定しております。

第3条は人員に関する基準であります。地域包括支援センターに配置すべき職員の員数について、第1号被保険者数がおおむね3,000人以上6,000人未満までは、原則として保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者、主任介護支援専門員その他これに準ずる者、各1人と定め、また、第1号被保険者数がおおむね3,000人未満の生活圏域に地域包括支援センターを設置する場合の職員及びその員数について規定しています。

第4条は委任規定であり、附則については、条例の施行期日を公布の日からと定めるものであります。

なお、この条例案で定める基準は、厚生労働省令における基準と同様の内容となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（伊藤榮悦） これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番。

○8番（藤原典男） この条例が制定されますと、第3条で述べております保健師その他これに準ずる者、それから社会福祉士、これに準ずる者、それから主任介護支援専門員及び地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数というふうなことの人員が、当市では変わっていくのかどうか。現状と比べて。そこら辺をお伺い致したいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（畠山靖男） 8番藤原議員の質問にお答え致します。

これまでも国の方の基準がございまして、その基準に従い、潟上市もその職員を配置しておりますので、特別この条例を制定して変わることはございません。

○議長（伊藤榮悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会へ付託します。

【日程第16、議案第48号 潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第16、議案第48号、潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。畠山市民福祉部長。

○市民福祉部長（畠山靖男） それでは、議案書の45ページをお願い致します。

議案第48号、潟上市介護保険条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市介護保険条例（平成17年潟上市条例第130号）の一部を次のように改正するものとする。

平成27年6月12日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございます。地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正に伴い、平成27年4月から公費を投入して低所得者の保険料軽減強化を行うため、条例の関係部分を改正するものであります。

改正内容でございます。本市の1号被保険者のうち、生活保護を受けている者、老人福祉年金を受けている本人及び世帯全員が市町村民税非課税である者、本人及び世帯全員が市町村民税非課税で合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下である者、それぞれに係る平成27年度から平成29年度までの介護保険料について、軽減する措置を講ずるものであります。

次のページをお願い致します。

なお、参考資料の43ページに新旧対照表を載せておりますので、宜しくお願いします。

条例案であります。第2条、保険料率に次の1項を加え、第2条第2項として、第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る、平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率3万9,000円、これは算出基礎については、月額基準額6,500円掛ける0.5掛ける12カ月でございます。これについては、同号の規定にかかわらず3万5,100円、これは算出基礎については、月額基準額6,500円掛ける0.45掛ける12カ月とするものであります。

附則については、施行期日を公布の日から施行するとし、経過措置として、改正後の本条例第2条第2項の規定は、平成27年度分から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については適用しないものとするものであります。

今回の改正に伴い、市は政令で定めるところにより、低所得者の保険料軽減に要する費用を介護保険事業特別会計に繰り入れを行うことで、国がその費用の2分の1、県が4分の1を公費負担することから、本定例会に関係予算を計上しております。

以上で説明を終わります。

○議長（伊藤榮悦） これから質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○11番（戸田俊樹） 介護保険条例の一部を改正すると。先般の定例会において介護保険料を相当額値上げをしたと。これにほとんどの議員が賛成をし、まだ施行されてから、まだ二月ちょい。この間に政令が発せられまして、3万9,000円を3万5,100円にするんだと。これを否定はしませんけれども、こういうふうなこともやれるということであれば、その他の専決されたものについても、いろいろなやり方があるのではないかと。さきに決めておいて、後から値下げするよと、低所得者に対する対策を講じるということ。どうも先読みが足らんと、そう思うわけです。その辺のところについて当局の見解を求めます。

○議長（伊藤榮悦） 畠山市民福祉部長。

○市民福祉部長（畠山靖男） 11番戸田議員の質問にお答え致します。

今回の改正については、国の予算の成立が4月にずれ込んだというふうなことが原因でございまして、国の方で221億円の予算措置によりまして今回の軽減措置を実施するものでございます。それに伴い、市の介護保険条例を改正する内容となっております。以上であります。

○議長（伊藤榮悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会へ付託します。

【日程第17、議案第49号 潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第17、議案第49号、潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） 議案書の47ページをお開き願います。

議案第49号、潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成27年6月12日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、非常勤特別職の区分に、必要な委員等の加除を行うため、

条例の関係部分を改正するものであります。

議案書の48ページに改正条例案を、それから参考資料の44ページから46ページに条例改正部分の新旧対照表を添付させていただいておりますが、改正内容につきましては、非常勤特別職職員の区分から、地域審議会委員を削り、総合計画検討委員会委員と地方創生推進会議委員を加えるものであります。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） これから質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○11番（戸田俊樹） 参考資料に、おかげさまで教育委員会委員から行政改革推進委員会委員までの月額報酬、日額の報酬あります。地域審議会がなくなりまして、こういう形で我が市の将来を検討する委員、3,000円、3,000円ということで、軒並み同じ日額というふうな考え方は、識見のある方々について余人をもって代え難いということで選ぶんでしょうけれども、既に会議が開催されてると。我々議会においても、定例会においてその予算を承認したわけだと思いますが……まだそういう会議は1回もやってない。ああ、そうですか。そういうことで、非常にこの委員のじゃあ名簿も我々にはまだ提示されておらないし、会議も1回も開催されてないということであれば、この日額が決まらないがゆえにやらないのか、決まっておって、この議会を経過し、承認いただかなければできないのかということになるんでしょうけれども、一時を有することだと思うんですけども、その辺のところについてはどんなような考えでおられるか、ご見解をいただきたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） 11番戸田議員にお答え致します。

この2つの委員会とも、まだ開催しておりませんし、委嘱もしてございません。

それで予定としては、総合計画の検討委員会の委員を30人以内、それから地方創生推進会議の委員を15人以内、その中には、総合計画の検討委員会に公募4人以内、それから地方創生推進会議の委員の中に公募2人以内ということで、現在慎重に進めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） 11番。

○11番（戸田俊樹） 参考までに、じゃあ予算は定例会でどれくらい予算を見積もって

おられるか、それだけちょっと教えてください。

これくらい組んでるといふ総額を教えていただければ。

承認して決めておけば、もう会議が始めているいろんな識見のある市民の偉い人からいい意見いっぺえもらってあったんでねえかと思うども、何たもんだ。

○議長（伊藤榮悦） 栗山総務課長。

○総務課長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致します。

予算要求した段階では、予算の範囲内において、ほかの職員との均衡を考慮して市長が定めるということによりまして、この部分でそれ以外の特別職という捉え方で3,000円で予算要求しております。今回の場合は、今後続くものでありますので、より明確化するために条例の中にうたうと、そういうことであります。

○議長（伊藤榮悦） ほかにありませんか。2番。

○2番（堀井克見） これと今ちょっと関連しますが、今回、資料の中で各種委員の報酬、あるいはまた費用弁償等々も一覧が出てます。これにちょっと関連しますけれども、総合発展計画の推進委員会委員というのがあって、その下段に総合計画検討委員会委員、地方創生推進会議委員と羅列されておるわけですが、ちょっと私勉強不足で大変恐縮ですが、総合発展計画推進委員会委員と総合計画検討委員会委員というのは、どういう役割を持つのか。明確に違う役割があるとすればどうなのか。さらにまた、最近、今公募もされておるようでありますけれども地方創生推進会議委員、あの会議この会議ということで、これ前からちょっと言われてることなんです、上からずっと見てかなりの部分でだぶる方々ね、市民が委嘱されてその委員を担うというふうなことで、よくね、言葉ちょっと乱暴ですが金太郎飴というふうなことで言われた専門家もおったんですけれども、要するに市民の声をあまねく広くいただくとするならば、やはり公募というものにも力点を置きながら、相当、それから老若男女も含めて、広く市民の声をいただき、そして総合発展計画なり、あるいはまた総合計画に取り入れていくというふうなスタンスがあってしかるべきだと。恐らくそれを旨としながらやっているとしますけれども、まずはこの3つのもろもろのこの委員会あるわけですけれども、それぞれ主とする目的は何なのか、そしてかぶってくる部分がどこなのかということ、私ども勉強不足でわかりませんので、この際赤裸々にしていただければありがたいと思いますがいかがですか。

○議長（伊藤榮悦） 栗山総務課長。

○総務課長（栗山隆昌） 2番堀井議員のご質問にお答え致します。

まず、総合発展計画の委員と現在の次期総合計画の委員、この違いということでございますけれども、総合発展計画につきましては現在まだ動いております。ですから、その振り返りのための委員として、今年1年間、総合発展計画の委員は必要というふうに捉えています。あと、次期計画と、それからあとは総合戦略、それについては当然いろいろと根本のところでも重なる部分もございますが、人選につきましては鋭意お選び申し上げているところでございますので、確にかぶさる部分がありますが、ご指摘のように同じ方にならないような形で人選を進めているところでございます。

以上です。

それと、公募委員もそれぞれ置いております。

○議長（伊藤榮悦） 2番。

○2番（堀井克見） 従来の形でありますと、団体の役職を持って大体委員に要請すると。市長がそれを任命すると。ですから当然その役職を持って任命するとすれば、ご婦人から、例えば敬老会であれ、部落会であれ、大体同じそのエリアの方々が結果的に出てくる。その人方が悪いということでは全くありませんが、やはり広くあまねくと、老若男女と、まさしく新しい時代に向かっていくときに一つの政策のベースをつくるというためのこの審議会なり委員会だと思うんですよね。だとするならば、やはり当然それに意を用いながらやっているとというふうに思いますが、今までよりももっと大胆にやるというふうな一つ決断が必要ではないかなというふうに思います。

それからもう一つつけ加えますけれども、やはり地方創生から始まって総合発展計画、1年云々という今、課長のお話もありましたけれども、言ってみればやることの根っこは同じですよ。たかがこの潟上の財政規模、全体行政規模等からいって。やはりむしろ専門的な、先ほども話ありましたけれども余人をもって代え難い人も含めて、専門家と言われる例えば大学の教授だとか、その道のエキスパート、いつも同じ団体の長、役職をもって指名したって、あなた方は案を出したものの、まあちょっと悪いですが追認機関になりかねない。ですから、そこら辺はやはり真摯に本当の意味でいい知恵を借りるとするならば、他市も含めて相当進んでいますよ、はっきり言って。ですからそこら辺も、従来ただ市民の声を聞くために委員会をつくれればいいなというふうな殻からやはり脱皮をして、まさにもう少し時代に合った見解を私は今まで以上に積極果敢に進めていくべきではないかなというふうに思いますが、この点についてどうですか。

○議長（伊藤榮悦） 石川市長。

○市長（石川光男） 2番さんの意見、全くそのとおりでありまして、人選についてはこれから考えているんですが、金太郎飴ということは、ある程度は私は、広くあまねく意見を聞くも大事であります。これは基本ですが、それを代表する組織というのもあるわけです。ですから、それらの代表者の意見というものを無視することはできないということもご理解願いたいと。ちなみに今私は、20人も30人もという人数についてはいかがなもんですかと。例えば一例を挙げますと、自治会長さんは旧3町がありますが、これは代表1人でいいだろうと。婦人会もそうだろうと。老人クラブもそうであろうというような人数の縮小と、それと同時に、なかなか難しいんですが、人選については今苦慮している最中でありまして、全部が全部従来と全く変わるということについては若干そうはならないと思います。

○議長（伊藤榮悦） 2番。

○2番（堀井克見） 市長わかりました。思ってることはそんなに私も、市長がおっしゃったこととそう変わらないと思いますので、大綱においてはそういう形で進めていただきたいということを申し上げたいと思います。

何回も大変恐縮ですけれども、そういう中で、従来の発想という一つの殻をやはり打ち破っていかなきゃならない時代に完全に私は入ったというふうに捉えてますので、団体の長に指名することもいいんですけれども、もう少しやはり潟上市の枠を超えて、やはり登用できるものは登用し、そしてやはり一步先を行った案と、まさに2040年にも45年にもやはり見通せるぐらいのやはりノウハウを持ったシンクタンクの頭を借りるというふうなことも、やはりこれからの時代、私は必要なんじゃないかなというふうに思いますので、運用等についてはこれは執行権の範疇でしょうけれども、例えてみれば30人が限度だ、15人が限度だ、いっぱいいっぱいって、その以内ということでありまして、何人指名するか市長がおっしゃったとおりわかりませんが、30人、満座で会議を開いて果たしてどの程度の議論できるのかとか、議場的なものもあるでしょう。例えば分科会に分けて、きちっとした掘り下げた意見をいただくとか、そういうふうなことの、今までの踏襲じゃなくて新しいものの切り口で進めていただきたいということを最後にお願ひして、質問を終わります。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 石川市長。

○市長（石川光男） 先ほどの2番さん、何の会議開いて、大体潟上市の規模、財政規模、人口規模では大体こうおっしゃいました。私もそうは思ってますけども、いずれにせよ与えられた戦略構想については、やはりない知恵を絞りながらやっていくと。そういう面においても、議会が今回立ち上げますので、議会の意見というものを大いに期待しておりますということであります。

○議長（伊藤榮悦） ほかに質疑ありませんか。3番。

○3番（佐々木嘉一） 実は、この特別職の今日見ているんだけども、日額3,000円と。日額3,000円のその根拠というのは、恐らく右ならえでこのくらいはどうかのかなというようなことなのか、あるいは他市町村等もそういうふうなことでやってるのか。かつては、合併前は大体このくらいのレベルであったのかなと思っておりますが、3,000円といたしてもやはり非常勤特別職というふうなことになりますので、算定の根拠というものはもしありましたらひとつ教えていただきたいと思っております。

○議長（伊藤榮悦） 総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） 3番佐々木議員にお答え致します。

日額3,000円ということにつきましては、合併時の統一ということでそのまま引き継がれて3,000円としているものでございます。時期を見て、今後その検討を加えてまいりたいとは考えております。

○議長（伊藤榮悦） 3番。

○3番（佐々木嘉一） この後検討するというふうなことのようですが、いずれ、どちらかというところらの算定の根拠には、多分、町なら町の、あるいは国家なら国家公務員の職員の給料、それが1日当たり時間給で幾らというふうなことで積み上げたものが多分あるのではないのかなと。これは市の方でそれを採用するかどうかという問題が一つあるけれども、例えば統計調査員なんかもそうでしょう、国家公務員の何級かの職員の時間給を算定してやっています。ですからやはりそういうふうな根拠をはっきりしておかないと、恐らく合併前の我が町もそうであったと思っておりますが、これが3,000円と決まっていればそれは横並びで3,000円というふうなことでやってきたのじゃないのかなと思っておりますけど、もう少しその算定についても科学的な根拠と論拠をきちんとやはりちゃんと備えて、ちゃんと計算してやるべきではないのかなと思っております。高いとか安いとかということよりも、今、ほかの方から、大学の先生だとか、もし立派な人を頼むとなれば3,000円とかがとても頼める金ではありませんので、そうしたことも考えながら、こ

のいわゆる特別職の報酬についてはやはり今後検討していただきたいなと思います。

○議長（伊藤榮悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第18、議案第50号 潟上市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第18、議案第50号、潟上市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） 議案書の49ページをお開き願います。

議案第50号、潟上市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特例措置に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成27年6月12日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますが、半島振興法が改正されたことに伴い、条例の関係部分を改正するものであります。

議案書の50ページに改正条例案を、それから参考資料の47ページから49ページに条例改正部分の新旧対照表を添付させていただいておりますが、改正内容につきましては、第1条及び第2条中の「設備」の前に「施設又は」を加えるもので、固定資産税の不均一課税の対象は、従来天王地区における製造業又は旅館業の用に供する設備の新増設のみが対象でしたが、これに加え、施設の増設についても不均一課税の対象となるものです。

この条例は、公布の日から施行するものです。

なお、このものにつきましては適用事例はございません。

以上で説明を終わります。

○議長（伊藤榮悦） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第19、議案第51号 工事請負契約の締結について（羽城中学校大規模改修工事）】

○議長（伊藤榮悦） 日程第19、議案第51号、工事請負契約の締結について（羽城中学校大規模改修工事）を議題とします。

本案について、当局より提案理由の説明を求めます。藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） 議案書の51ページをお開き願います。

議案第51号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、潟上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

参考資料の51ページもあわせてご覧いただきたいと思います。

契約の目的につきましては、羽城中学校大規模改修工事でございます。

契約の方法につきましては、10社による指名競争入札でございます。

契約金額は3億3,804万円で、契約の相手方は、潟上市天王字北野256番地 むつみ建設株式会社 代表取締役社長 佐々木徹でございます。

平成27年6月12日提出 潟上市長 石川光男

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） これから質疑を行います。質疑ありませんか。14番。

○14番（佐藤義久） この工事の内訳といいますか、どういうところをどういうふうに変更されるのか、具体的に大きな事象がありましたらお願いします。

○議長（伊藤榮悦） 教育長。

○教育長（肥田野耕二） 先ほど市長からもお話ありましたように3月の議会で説明をしておりまして、議会に報告もしております。この後、内容等どうしても聞きたい点があれば、こちらで通常するときでも結構ですから、どうぞひとつお願いしてご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） ほかに質疑ありませんか。11番。

○11番（戸田俊樹） ただいまそのような教育長のお話ですが、当初予算は3月定例会において4億1,490万4,000円、これが落札された額が3億3,804万円。そうすると、こ

の予定価格を出される段階と予算計上された段階の差異が非常に大きいわけで、そして落札比率が97.4と。それから、指名業者辞退された会社が3社、7社が応札をし、むつみ建設株式会社が落札したということですが、この入札辞退された理由の3社の理由と、このむつみ建設株式会社が過去1、2年の間、例えば、昨年からでもいいし25年度からでもいいけれども、地元業者ということでも相当の請負をされていると。それはジョイントもありますが、非常に偏った面が見られる。これを誰しもそう思うわけで、この辺について入札された、落札されたそれは、当局は知り得ることではないと。一番安い落札額が落札するんだとってしまえばそれまでですが、若干、もう少しいろいろな企業もあるようにも思いますし、その辺のところについての少し説明をお願いしたいということです。

○議長（伊藤榮悦） 副市長。

○副市長（鑑 利行） 11番戸田議員にお答え申し上げます。

まず落札辞退の3社の理由は、一身上の都合で辞退しますという届け出です。それは、あとそれ以上のことについては記載されておられません。

それと、そのむつみ建設株式会社が請け負った平成25年からのデータというのは、今実績、ジョイントも含めてですけれども、戸田議員がおっしゃったように、その点については今手元に資料がありませんので、後でお知らせしたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） 11番。

○11番（戸田俊樹） 見積もりが4億1,400万円で、予定価格が3億4,700万円、だからその差異のところの説明をしていただきたいということ。

入札辞退が一身上の都合だというのであれば、以降ですね、こういう指名競争入札について除外すると。せっかく指名してあげたのに応札しないなんてのは全くのちょっと怒りを感じますので、一層ですね、このむつみ建設さんが悪いとかいいとかっていうことではなくて、オール公募、全てをオープンし、他県の大手企業でも公募にした場合は、もっと請負落札価格が引き下がるのではないかと思うし、いずれ物価の高騰や人件費の高騰という話も既に去年1年間の話で落ち着いているというふうにも聞いておりますので、そういうところに対する見解を求めたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 11番戸田議員にお答え申し上げます。

応札しない業者についてのペナルティーの関係ですが、応札しない業者はそれなりの理由があって応札しないというふうなことで、ペナルティーというのは特別考えておりません。何か指名停止するべき理由があれば指名停止はしますけれども、応札しないイコール指名停止ということにはならないと考えております。宜しくその点ご理解願いたいと思います。

それから、入札の関係について公募というふうな、入札には一般競争入札、それから指名競争入札、公募の指名競争入札、いろいろございます。潟上市としては、メリット・デメリット等を考慮しながら現在指名競争入札にできてきております。その理由と致しましては、地元の業者にできるだけ経済的な効果をもたらすことができる入札というふうなことで、そういうふうな方法を取っているということをご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） 11番。

○11番（戸田俊樹） 地元の業者の経済的な地域への派生を求めるために、地元の業者にできるだけ指名をし、その中で競争入札なんだと。しかしながら我々一般の方々のいろんなご意見をいただく中で、本当にそれが地域の経済の発展といいますか、この地域の経済を守ってるかということになると、一概にそうは言えないと思うわけです。その辺と、この業者の法人税や国税、所得税等々もあるんでしょうけれども、そういうところについて当然調べた上での波及効果的なものもあって指名業者を決めてると思いますが、以降その辺のところについても十分留意されるよう宜しく希望して終わります。

○議長（伊藤榮悦） 石川市長。

○市長（石川光男） ただいま11番は、地元業者の経済等々の副市長の答弁に、いろいろな考えを聞くと、自分の意見でなくて、聞くによれば、そうはならないという人もいるということですね。自分の考えでないんですね。あなたの考えでないんですね。どうですか。はっきりしてくださいよ。

○議長（伊藤榮悦） いや、ちょっと。市長さん、この質問してる人に答弁を求めるというのはうまくないですか。

○市長（石川光男） いや、反問権効かねえと思うから、自分の考えですか、ほかの人の考えですか、それだけを答えれば考えが。

（「休憩して。質問者に市長聞くのはおかしいから。」の声あり）

○市長（石川光男） それいいから。そうでないという方もおるといようなことについて答弁します。見解の相違です。

○議長（伊藤榮悦） ほかに質疑ありませんか。19番。

○19番（鈴木斌次郎） ちょっと入札方法について、先ほど質問した戸田議員とだぶるところがあると思いますけど、まず一つは、この今回表示されてないんですけど落札予定価格は何％に設定しておりましたか。

それと、この今指名競争入札の件について質問がありましたが、この入札辞退というのは今回だけではなく何回か過去にもあるようですので、本会議では私が言ったことはありませんが委員会においては、指名競争入札だけではなく一般競争入札も実施した方がいいのではないかというのは委員会でも質問しておりますが、そのときの副市長の答弁ではその考えはありませんということで、いまだに指名競争入札という形でやっております。今、私の情報によれば、このような金額で、大きな金額で指名競争入札をやっている市町村は少ないと思います。今ここでまたどこどこだつて言われれば今すぐとは答弁できませんけど、指名競争入札で3億、4億、5億というのは、私は過去の私の経験からいってもあまり前例のないことではありますが、当市はずっとその指名競争入札ということでやってきております。今回これは言ってもいいのかわからないけど、先日の議運の中で、防災デジタル無線について入札落札後辞退ということがあったということで副市長の方から説明がありましたが、それも14社指名競争入札で10社が参加辞退ということですので、これがこういうふうな辞退が多いのにあくまでも指名競争入札でいかなければいけないのか、それとも一般競争入札、一般競争入札も地区限定した一般競争入札もあります。例えば中央地区、あるいは男鹿南秋潟上地区とか、いろいろ枠もはめられることができますので、私はこういう辞退は多いようなその入札については、今後やはり一般競争入札については一考を要するのではないかなと思いますので、その辺の答弁をひとつ宜しくお願いします。

○議長（伊藤榮悦） 副市長。

○副市長（鑑 利行） 19番鈴木議員にお答え申し上げます。

まず1点目の落札予定価格、入札予定価格、これについては、お手元の資料に配付してありますとおりに設計額とイコールでございます。したがって100です。

それから入札方法について、一般競争入札で以前、総務文教常任委員会で19番の鈴木議員からそういう質問が出されまして、私が一般競争入札を取り入れるのは時期尚早だ

と話した経緯がございます。その考え方については先ほど11番戸田議員にもお答え申し上げましたとおり、入札する場合は指名競争入札、一般競争入札、それに公募型指名競争入札、いろいろ入札があります。その入札のメリット・デメリットを全部検討した結果、市としては現在指名競争入札でやってるということでございます。それとあわせて、その辞退した業者についての取り扱いですが、これはその当該年度辞退しても次年度はちゃんと入札してるというふうな経緯もございまして、私の方では現在それらを含めた形でペナルティーは先ほど11番戸田議員にお話ししましたとおり与えてないということでございますので、宜しくご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 石川市長。

○市長（石川光男） 一般競争入札、あるいは競争の入札の方法についてのご意見ですが、以前、今副市長も答弁しましたが、一般競争入札について内部で検討しました。一般競争入札をすると膨大な事務量と時間と、それからお金もかかるという、我々のような潟上市内の建設サイドの人員では、とてもじゃないがやれないと。結果そういう判断があったということを今思い出しました。ですがいろいろご指摘もありますので、今後、この後、指名競争入札のみならず、ほかの方法も検討してはまいりたいと。

○議長（伊藤榮悦） 19番。

○19番（鈴木斌次郎） 今、市長の答弁ではデメリットということ、膨大な仕事量がかかるということで説明ありましたが、じゃあ指名競争入札は膨大な仕事量がなく簡潔にできるというメリットという形、逆に考えればそういう形だと思いますので、市長が今後検討する余地があるという答弁ですので、これはこれで終わりたいと思いますが、もう一つ、今この辺私はっきりしないんですが、議会の承認を得る入札、落札といふかな、請負契約の金額は1億5,000万円の間違いないですね。そうすれば、物品は別ですけど、工事の場合は1億5,000万円以上ということですね。そうすると1億5,000万円以内であれば議会の承認がいらぬということ、この辺のランクといふかね、これは契約と関係なくなるかもしれないんですが、この議会承認事項、金額については今後、これ条例か指名基準か何かあると思いますが、これ下げるような考えはないのか。その基準というのとは私ちょっとわからないので、議会の承認を得る金額は今後検討する余地があるのか、その辺についてちょっと答弁をお願いします。

○議長（伊藤榮悦） 鑑副市長。

○副市長（鏡 利行） 19番鈴木議員にお答え申し上げます。

議会の議決を要する契約金額につきましては、地方自治法の施行令でうたわれております。この1億5,000万円については、予定価格が1億5,000万円以上の場合は議会の議決を要するというふうな形になっておりますので、宜しくお願いします。

なお、町村の場合は若干数字は違います。市の場合1億5,000万円ということです。ご理解願いたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） ほかに質疑ありませんか。2番。

○2番（堀井克見） 冒頭に申し上げておきますけれども、今回落札された業者は地元のむつみ建設株式会社、これに対して異論を挟むということでは毛頭ありませんので、まず誤解のないように最初にお断りしておきます。

要は先ほど来、いろんな切り口で議論されておりますが、何点かやはり問題あるなど。いわゆる今回ね、この入札の請負締結という観点から総合的にちょっと議論させていただきたいんですが、1つ目は、先ほども出ましたけれども業者さんというのは、はっきり言えば仕事欲しくて入札願いたいというものを基準に基づいて、ルールに基づいて年度初めに恐らく出されると思うんですよね。これはもう恐らくそのとおりだと思うんです。しからば今回10社、落札されたむつみさんを始め、辞退された佐々木組さんまで10社ですが、恐らく入札の申請があったと、申し込みがあったと。その中で10社選ばれたというふうに思うんですよね。だとすれば、相対的には有資格者と思われるA級というのかな、わかりやすく言えば。このたぐいの業者というのが何社ぐらい潟上市に入札の願いの申請をされておるのか。その何社ある中で、この10社がいつてみれば今回の羽城中学校の耐震補強の工事にふさわしいという評価を得て選ばれたのか。そこあたりのいきさつですね、入らなかった業者はなぜ入らなかったのか。その点についてのいきさつをもう少し掘り下げていただきたいと思います。

あわせて、私見るところによりますと、この10社の中で潟上市と契約した、私の記憶の中では、むつみさんはもちろんですが、ジョイントでとった沢木さん、それからジョイントの中田さん、あと瀬下さんが豊川のコミュニティ、いわゆるセンターと。これ以外全くね、いつも当て馬みたいな感じでちょっと語弊がありますけれども、何回か来ますが、もう全然かすりもしないと。かすりもしないと。これがやはり先ほど来議論されてる方々のクエスチョンにつながってる可能性がありますので、当然市長以下、指名選定委員長である副市長は一点の曇りもないわけですから、ここらはむしろね、堂々と

赤裸々に、まあおっしゃってはおりますけれども、さらに踏み込んでこうなんですよということを、我々議会というのは市民3万4,000人の代表ですから、きちっとやはりすっきりするような形のお答えをさらにいただければ大変ありがたいなというふうに思います。

3つ目いきますけれども、一身上の都合で辞退と。都合の悪いときは大体一身上の都合と。これは社会通念上ね、非常に便宜的に、全てものをやめるときだとかね、はっきり言いたくないときに一身上の都合と。日本的な社会風土の中で許されてる。一身上の都合だと理由はわかりませんよ、はっきり言って。自分で仕事欲しいと言ってお願いして、仕事指名したら一身上の都合で逃げてくと。それにペナルティーもない。こんな矛盾したことなんか社会の通念からいくと通りませんよ。まして今、鈴木議員もおっしゃったとおり、ちょっと話ね、ウイング広がりますけれども、防災無線なんか14社も指名して10社もね、言ってみれば辞退したと。4社入れたと。1社がたたいて、まずぐっと下げてから、それも当座にもうすぐ私ごめんなさいと、まさに一身上の都合で辞退したいと、そして副市長の説明だと、17日の日改めて入札をし、そして今会期中で追加提案をすると、まずね、流れとして、フォローとして。ですからこれらを見てみると、何がその有資格者で、そして指名競争入札という、まあ市長もおっしゃいました、副市長もおっしゃいましたよ、恐らく利点もあるでしょう。しかしながらこの姿を見てみると、やはり当局のおっしゃる指名競争入札というものの、実際のもう使命は終わってるんじゃないかなと、現実の問題として。したがって、例えば秋田市を見てもどこ見ても、かなりの範囲の中で手続等は煩雑になるでしょうけれども、かなりの部分でもう競争入札と、あるいはまた地域を決めたという形でやっていますので、そこらは一業者を責めるとか、今までやってきた当局の運営方を云々ということじゃなくして、やはり時代というのがそういう形に入ってきたのかなというふうには思いますので、これもまた大きな一つの政策の転換といえるものかと思います。先ほども話ありましたけれども、今はもう工事金額を相手の方にお知らせして、そして札を入れてもらうという手法に切りかえました、ある時点から。かつてはやはり落札比率が97.40%なんてほとんどなかったわけで、少なくとも95よりは下がるというのが普通の時期もありましたしね、それから見ますと指名競争入札、それによって効率的な財政運営と効果のある事業執行という言葉がちょっとむなしく聞こえてくる時代にもなってきたのかなというふうな気がしますので、それらも含めて今お尋ねしたことについてお答えいただければと思います。

○議長（伊藤榮悦） 石川市長。

○市長（石川光男） お答え致します。簡単にお答え致します。

私は指名競争入札にあくまでも固執する気持ちは毛頭ありません。先ほど19番さんにも答弁しておりましたが、今後、議会の意向も含めて検討してまいりたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 2番。

○2番（堀井克見） 長年続いてきた町の時代から、市10年なって11年目に入ってます一つの流れとして、習慣といいますか慣習的に、それもいい部分もたくさんあったということは私も認めてますし、ただ時代はまた一つの変革のときに来てますということで、ひとつ英断を下していただければなというふうに思います。

最後に、入札から辞退した業者、それから入札で落札してなおかつ、ごめんなさい、辞退だと。やはりこれね、ペナルティーをほとんど、もう入札して例えば辞退しても1カ月の指名停止だということをちょっと副市長がおっしゃってましたけれども、防災無線なんていうのは何十年に1回よりやらないような事業が、別に1カ月指名停止くったって、へでもないわけですよ、相手は。ですからそういう実情に全くそぐわないちぐはぐなペナルティーがあったって、ないの同然ですよ。したがって、私はやはり仕事欲しいとってお願いしてきて、入れてやったら逃げちゃうと、辞退ということはね。それは許されるもんじゃないです。やはり潟上の矜持、プライドとしてきっちり断罪すべきです、ある意味でね。入れないと、あと。その業者は。それぐらいの姿勢ないと、やはり市長とか副市長言ってることがちょっと寂しいですよ、はっきり言って。私はそれをやることによって、申し込む方もやはり心して来るだろうし、潟上も自治体としてのやはりプライドを維持できる、私は原点じゃないかなというふうに思いますので、そのことをひとつ踏まえながら、取り入れていただければいいところがあれば取り入れていただいて、今後の市政運営に当たっていただければありがたいと思います。望んで終わります。

○議長（伊藤榮悦） 石川市長。

○市長（石川光男） デジタルと今のこの件とは関係ありませんけども、今2番さんが言及しましたのでお答えしますが、デジタルの場合は応札して落札して、その後辞退と。はっきり言って腹が立つ、ものすごく。だから1カ月、おそらく甘いと言いましたけれども、慣例とかそういうような県のこう見るとそうなるということで、やむを得ないですが、それでもやはり指名は停止はしますし、これによって社会的制裁は相当受け

るであろうと、その業者は。そういうこともありまして、今回のこの羽城中学校の辞退と、一身上の辞退については、やはり私も今後、建産協を通して、議会ではこういう強い意見があったし、我々もそう思っているところだということを指摘します。

○2番（堀井克見） A級何社指名したかって、ここだけポイントだからちょっと教えてください。

○議長（伊藤榮悦） 副市長。

○副市長（鑑 利行） 2番さんにお答え申し上げます。

県内の22社のうちの10社を指名したものでございます。

以上でございます。

県内のA級業者22社のうち10社を指名したものでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤榮悦） 起立全員です。したがって、議案第51号、工事請負契約の締結について（羽城中学校大規模改修工事）は原案のとおり可決されました。

暫時休憩致します。3時から開始します。

午後 2時43分 休憩

午後 3時00分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

【日程第20、議案第52号 平成27年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）について から 日程第25、議案第57号 平成27年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）（案）について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第20、議案第52号、平成27年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）についてから日程第25、議案第57号、平成27年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）（案）についてまでを一括議題とします。

議案第52号から議案第57号までについて、当局より一括して提案理由の説明を求めます。藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） 議案書の52ページをお開き願います。

一般会計補正予算の大綱についてご説明申し上げます。

議案第52号、平成27年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

平成27年6月12日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成27年度潟上市一般会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第52号、平成27年度潟上市一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,142万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146億4,542万4,000円とするものでございます。

5ページをお願い致します。

第2表地方債補正について申し上げます。

コミュニティ施設整備事業は、限度額3,350万円に増額。中学校整備事業は、3億9,000万円に減額するものでございます。

8ページをお願い致します。

歳入予算について主なものを申し上げます。

13款1項1目民生費国庫負担金は409万5,000円の追加。

14款1項1目民生費県負担金は204万7,000円の追加で、低所得者保険料軽減負担金でございます。介護保険法の改正により、低所得者の保険料軽減のため、国2分の1、県4分の1の公費負担をするものでございます。

13款2項5目教育費国庫補助金は1,104万9,000円の追加で、学校施設環境改善交付金でございます。羽城中学校の吊り天井対策工事が、防災機能強化事業として交付金の内定を受けたものでございます。

18款1項1目繰越金は6,736万1,000円の追加で、前年度繰越金でございます。

19款5項5目雑入は386万6,000円の追加で、主なものは、自治総合センター助成金

350万円でございます。

9ページをお願い致します。

20款1項市債は870万円の減額で、1目総務債のコミュニティ施設整備事業債170万円の追加、6目教育債の中学校設備事業債1,040万円の減額でございます。

歳出予算について主なものを申し上げます。

12ページをお願い致します。

2款1項6目企画振興費は1,103万9,000円の追加で、主なものは記念品321万円で、ふるさと納税の返礼品でございます。ふるさと納税専用のインターネットサイトへの登録による宣伝効果により、寄附の申し込みが大幅に増えたものでございます。

9目自治振興費は250万円の追加で、自治会活動推進費補助金でございます。自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用し、羽立神明自治会館へ備品を整備するものでございます。

14ページをお願い致します。

3款1項7目介護保険費は1,260万7,000円の追加で、介護保険事業特別会計繰出金でございます。主なものは、低所得者保険料軽減分819万円でございます。

17ページをお願い致します。

6款1項3目農業振興費は150万円の追加で、青年就農給付金でございます。

7款1項2目観光費は451万6,000円の追加で、主なものは、ふれあい交流センターの修繕料でございます。

18ページをお願い致します。

9款1項1目消防費は116万円の追加で、自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用し、消防備品を整備するものでございます。

19ページをお願い致します。

10款3項1目学校管理費は381万5,000円の減額ですが、主なものは、設計監理等委託料88万1,000円でございます。天王南中学校柔剣道場の吊り天井落下防止対策のため、天井改修実施設計を委託するものでございます。

2目教育振興費は3,572万1,000円の追加で、市内中学校のICT環境を整備するため、タブレット等の学校備品を整備するものでございます。

20ページをお願い致します。

10款6項1目社会教育総務費は9万3,000円の減額ですが、主なものは、芸術文化振

興事業補助金100万円でございます。「ブルーホール」において、「ニッポンの里山・里海を語る」をテーマとしたトークショーが行われ、テレビ放送される予定となっております。イベント開催に要する経費に対し補助するものでございます。

3目公民館費は865万4,000円の追加でございます。

21ページになりますが、主なものは、田屋分館（仮称）建築工事設計監理委託料183万6,000円でございます。

以上が一般会計補正予算の大綱でございます。

続きまして、議案書の53ページをお願い致します。

議案第53号、平成27年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

平成27年6月12日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成27年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第53号、平成27年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算書（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ168万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億6,864万3,000円とするものでございます。補正の内容は、人件費でございます。

次に、議案書の54ページをお願い致します。

議案第54号、平成27年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

平成27年6月12日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成27年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第54号、平成27年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ67万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,459万9,000円とするものでございます。補正の内容は、人件費でございます。

次に、議案書の55ページをお願い致します。

議案第55号、平成27年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

平成27年6月12日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成27年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第55号、平成27年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ552万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億9,886万2,000円とするものでございます。補正の内容は、介護保険法の改正により公費負担による低所得者の保険料軽減の実施に伴う歳入予算の組み替えと、人件費でございます。

次に、議案書の56ページをお願い致します。

議案第56号、平成27年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

平成27年6月12日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成27年度潟上市下水道事業特別会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第56号、平成27年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5,481万6,000円とするものでございます。補正の内容は、人件費でございます。

次に、議案書の57ページをお願い致します。

議案第57号、平成27年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）（案）について。

別冊のとおり。

平成27年6月12日提出 潟上市長 石川光男

別冊の平成27年度潟上市水道事業会計補正予算書（案）（第1号）の1ページをお願い致します。

議案第57号、平成27年度潟上市水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的支出は3万1,000円の追加で、人件費でございます。資本的支出は736万1,000円の追加で、羽立

北野浄水場圧力タンク等更新工事でございます。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦）

議案第52号、平成27年度潟上市一般会計補正予算（第1号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。11番。

○11番（戸田俊樹） 今回、田屋分館の建設について予算が計上されておりますので、従前の流れと若干異質な感じがしますので、その経緯を先ほど総務部長一言も触れませんでしたので、経緯をお話していただきたいと。当然、総務文教常任委員会で十分審議されると思いますが、流れだけひとつ私どもにも教えていただきたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 小玉教育部長。

○教育部長（小玉 隆） 11番戸田議員にお答えしたいと思います。

田屋分館については、ご承知のとおり県の施設、元は昭和改良普及所であったものを今まで使用してきたということで、非常に老朽化が激しくなっております。その中で、やはり地元の町内会から前から要望もございました。それで27年度の当初予算で予算化しておりました地質調査について、4月に実施しております。その結果、予定して要望がありました市有地について調査しましたところ、非常に軟弱地盤であるというふうな結果が出ております。それについて、まずそういう地盤調査の結果が出てきておりますので、まずその結果を見まして、その地盤強化策と、それからその分館の建築費について、まず設計を計上したというふうなことでございます。

○議長（伊藤榮悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、それぞれ所管の委員会に分割付託します。

議案第53号、平成27年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

議案第54号、平成27年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

議案第55号、平成27年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)(案)について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会に付託します。

議案第56号、平成27年度潟上市下水道事業特別会計補正予算(第1号)(案)について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

議案第57号、平成27年度潟上市水道事業会計補正予算(第1号)(案)について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本案は、産業建設常任委員会に付託します。

【日程第26、同意第1号 潟上市教育委員会委員の任命について】

○議長(伊藤榮悦) 日程第26、同意第1号、潟上市教育委員会委員の任命についてを議題とします。

同意第1号について、提出者の説明を求めます。石川市長。

○市長(石川光男) 同意第1号、潟上市教育委員会委員の任命について。

下記の者を潟上市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

記

住 所 潟上市飯田川和田妹川字妹川32番地

氏 名 鈴木政亜

生年月日 昭和17年4月29日

平成27年6月12日提出 潟上市長 石川光男

提案理由

平成27年6月27日付けで潟上市教育委員会委員の鈴木政亞氏が任期満了となるので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を得て任命しなければならないものである、これが提案理由であります。

裏面に鈴木さんの略歴を記しておりますが、鈴木さんは平成19年から教育委員をしていただいて、大変真面目な方でございますので再任をお願いしたいというものでございます。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから同意第1号を採決します。3番。

○3番（佐々木嘉一） このたびの任命同意についての表決につきましては、無記名投票でお願いしたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） ほかに賛成者はおりますか。3名以上の賛成がなければいけない。

（賛成者挙手）

○議長（伊藤榮悦） はい、よろしいです。

○8番（藤原典男） 投票というふうなことでしたけれども、潟上市議会は、10年たっていろいろな……。

○議長（伊藤榮悦） まだ議長の許可が下りておりません。

○8番（藤原典男） でも、こうついででしょう、今。だからオーケーしたということでしょう。

○議長（伊藤榮悦） そうです。3名以上なってるから。

○8番（藤原典男） だからあの、投票について意見があるから。

○議長（伊藤榮悦） いや意見というよりも、手法についてのことであればよろしいですけども。手法。例えば記名投票でいくとかっていうこととか、そういう提案であれば。8番。

○8番（藤原典男） 潟上市議会が始まってからまず10年たちますけれども、議員のこういうふうな採決とか記名については、潟上市のあれでしょう、市議会のまず会議規則で採決だというふうなことに、起立採決だっというふうになってるでしょう。だからこう

いうふうに、あるときは記名投票、あるときは採決だというふうなやり方でなくて、従来のやはり決めたとおりの、市議会で決めたとおりの議会のやり方でやってもらいたい。でないと、今まで10年かかってきた、議会改革もやってきましたけれども、その積み重ねがその時その時で壊れるのであれば、今まで積み重ねてきた議会改革は何だったかというふうなことになるんですよ。だからこういうふうな例外を認めないで、会議規則に沿って私はやるべきなのが筋じゃないかなというふうなご意見です。

○議長（伊藤榮悦） この採決というか、3人以上から無記名投票との要求がありますので、会議規則第70条第1項の規定により無記名投票で採決することになります。

念のため申し上げますけれども、本案に賛成の方は賛成、反対の方は反対と記入の上、投票してください。

なお、白票及び賛否が明らかでない投票は、反対とみなします。

石川市長。

○市長（石川光男） 今、教育委員の任命について無記名投票3名ということで決定したんだな。

○議長（伊藤榮悦） はい。

○市長（石川光男） じゃあ提案者の、まだ決まってない、提案者の私の意見というものを述べてもいいですか。ということは、無記名投票というものはあくまでも賛成反対の広報に載せる場合、わからないでしょう。今まで開かれた議会ということで、何々議案も何々議員はこれに丸、これに三角、これは全く見えないでしょう、市民に。そういう無責任な、責任の無責任な所在を無記名投票やるんですかと。私は提案者として許すことができないと。やるとすれば記名投票でしょう、正々堂々と。あるいは会議規則にのっかって、原則として起立採決が原則ですから、原則にのっかってやってもらいたいし、唐突に無記名投票というようなことをやれば、今例えば8番さんが申したとおり、潟上市議会はルールがなくて、あってないようなものでしょう。市民にとって一番大切なのは、この議案、この人事案件について何々議員が賛成したか反対したかというような結果が一番大事なんですよ。それが無記名投票ではわからないですよ。要するに隠蔽ということになるでしょう。言葉悪いども。隠すということになるでしょう。議会議員としてそれでいいですかと私は言いたいと。

○議長（伊藤榮悦） 暫時休憩します。

午後 3時25分 休憩

.....
午後 3時57分 再開

○議長（伊藤榮悦） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

第70条第1項によって、第1項のこれは、先ほど話したように無記名の投票で表決をとらなければならないと、記名又はっていうんですけども、もし今までの中で3名のその記名でっていうのが出ておらないので、無記名でやるということになります。

記名投票、はい。開会してますので。9番。

○9番（西村 武） 朗読したように、これは表決の場合は記名投票にしていきたい、こういうことです。賛成者おられますので。

○議長（伊藤榮悦） 賛成者おられますか。

○9番（西村 武） おります。

（賛成者挙手）

○議長（伊藤榮悦） 3名、4名ですね。3名以上おられますので、そうすると第70条第2項の規定によって、いずれかの方法によるかを無記名投票で決めることになります。

○議長（伊藤榮悦） 暫時休憩します。

午後 3時59分 休憩
.....

午後 4時03分 再開

○議長（伊藤榮悦） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議場の閉鎖を命じます。

（議場出入口閉鎖）

○議長（伊藤榮悦） ただいまの出席議員数は、議長を除いて17名です。

投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

○議長（伊藤榮悦） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（伊藤榮悦） 異常なしと認めます。

再度確認致します。無記名に賛成か反対かのいずれかです。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長(伊藤榮悦) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に9番西村 武議員、12番菅原理恵子議員、13番中川光博議員の3名を指名します。よって、3名の立ち会いをお願いします。

(開票)

○議長(伊藤榮悦) 投票の結果を報告します。

投票総数17票、有効投票17票、無効投票0票です。

有効投票のうち、賛成9票、反対8票であります。

したがって、無記名投票で行います。

ただいまの出席議員数は、議長を除く17名です。

○議長(伊藤榮悦) 投票用紙を配付します。

これには、同意第1号に賛成か反対か投票してください。賛成か反対、同意に賛成する人は賛成、反対する人は反対。

(投票用紙配付)

○議長(伊藤榮悦) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(伊藤榮悦) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長(伊藤榮悦) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊藤榮悦） 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に14番佐藤義久議員、16番大谷貞廣議員、17番伊藤正吉議員にお願い致します。

（開 票）

○議長（伊藤榮悦） 投票の結果を報告します。

投票総数17票、有効投票17票、無効投票0。

有効投票のうち、賛成16、反対1であります。

したがいまして、賛成が16、多数ということで同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

（議場出入口開鎖）

【日程第27、同意第2号 人権擁護委員候補者の推薦について から 日程第31、同意第6号 人権擁護委員候補者の推薦について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第27、同意第2号から日程第31、同意第6号までの人権擁護委員候補者の推薦についてを一括議題とします。

同意第2号から同意第6号までについて、一括して提出者の説明を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 同意第2号、人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

記

住 所 湊上市天王字上江川47番地1507

氏 名 吉 田 良 子

生年月日 昭和26年8月29日

平成27年6月12日提出 湊上市長 石川光男

提案理由

平成27年9月30日付けで人権擁護委員の吉田良子氏が任期満了となるので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないものである、これが提案理由でありまして、吉田さんは裏面に略歴を示しておりますが、平成21年10月から人権擁護委員として活躍している方でございます。

続きまして、同意第3号、人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

記

住 所 潟上市天王字追分101番地73

氏 名 佐 藤 由美子

生年月日 昭和27年9月4日

平成27年6月12日提出 潟上市長 石川光男

提案理由

平成27年9月30日付けで人権擁護委員の佐藤由美子氏が任期満了となるので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないものである、これが提案理由であります。佐藤さんは、平成24年10月から人権擁護委員として活躍している方でございます。

同意第4号、人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

記

住 所 潟上市天王字長沼144番地16

氏 名 吉 原 恵 子

生年月日 昭和30年8月8日

平成27年6月12日提出 潟上市長 石川光男

提案理由

人権擁護委員の定数は、本市の人口規模では8名とされているが、合併市町村においては特別に合併前の委員数まで増員できることから、新たに3名の人権擁護委員候補者を推薦するにあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞かなければならないものである、これが提案理由でありまして、吉原恵子さんは、平成27年の3月に潟上市立出戸小学校校長を退職した方ではありますが、人権擁護委員としてふさわしいと感じますのでお願いしたいということでございます。

続きまして、同意第5号、人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

記

住 所 潟上市昭和豊川上虻川字小泉15番地

氏 名 小 玉 優 子

生年月日 昭和29年 9 月10日

平成27年 6 月12日提出 潟上市長 石川光男

提案理由

人権擁護委員の定数は、本市の人口規模では、この提案理由については第4号と同じであります。小玉さんは、皆さんもご承知のように平成27年3月、潟上市役所総務課長を定年退職した方でございます。

続きまして、同意第6号、人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

記

住 所 潟上市飯田川飯塚字中谷地23番地 3

氏 名 江 畑 千鶴子

生年月日 昭和30年 9 月15日

平成27年 6 月12日提出 潟上市長 石川光男

提案理由については第5号、第4号と同じであります。江畑さんについては、略歴にも書いてあるとおり、潟上市立追分小学校の教頭を平成27年3月に退職した方でありませす。

以上であります。

○議長（伊藤榮悦） 同意第2号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから同意第2号を採決します。3番。

○3番（佐々木嘉一） この同意についても、先ほどの同意第1号と同様の無記名投票による投票をお願い致します。提案します。

○議長（伊藤榮悦） 賛成の方、無記名投票に賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（伊藤榮悦） 3人以上おりますので、会議規則第70条第1項の規定により無記名

投票で採決します。

議場の閉鎖を命じます。

(議場出入口閉鎖)

○議長(伊藤榮悦) ただいまの出席議員数は、議長を除いて17名です。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○議長(伊藤榮悦) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(伊藤榮悦) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長(伊藤榮悦) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票願います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に18番菅原久和議員、19番鈴木斌次郎議員、1番澄 仁志議員にお願い致します。

(開票)

○議長(伊藤榮悦) 投票の結果を報告します。

投票総数17票、有効投票17票、無効投票0。

有効投票のうち、賛成12、反対5であります。

賛成多数です。したがって、同意第2号は同意することに決定しました。

暫時休憩します。

午後 4時33分 休憩

午後 4時35分 再開

○議長(伊藤榮悦) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、同意第3号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから同意第3号を採決します。3番。

○3番(佐々木嘉一) 同意第2号同様、無記名投票でお願いします。

○議長(伊藤榮悦) この採決については、3名以上が無記名投票との要求がありますか。
賛成者は3名以上おられますか。

(賛成者挙手)

○議長(伊藤榮悦) はい、会議規則第70条第1項の規定によって無記名投票で採決します。

同意第3号を無記名投票で採決します。

ただいまの出席議員数は、議長を除いて17名。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○議長(伊藤榮悦) 配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(伊藤榮悦) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長(伊藤榮悦) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人は2番堀井克見議員、
3番佐々木嘉一議員、4番小林 悟議員にお願い致します。

(開票)

○議長(伊藤榮悦) 投票の結果を報告します。

投票総数17票、有効投票17票、無効投票0。

有効投票のうち、賛成14、反対3。

以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第3号は同意することに決定しました。

同意第4号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから同意第4号を無記名投票により採決します。

ただいまの出席議員数は、議長を除いて17名です。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○議長(伊藤榮悦) 今話してきましたけれども、質疑がなくて質疑を終わって、それから同意第4号を無記名投票により採決しますと言いましたけれども、無記名投票で採決することに異議ありませんかということであります。なしですか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) それでは、同意第4号を無記名投票により採決します。

ただいまの出席議員数は、議長を除いて17名。

○議長(伊藤榮悦) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) なしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(伊藤榮悦) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長(伊藤榮悦) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、5番澤井昭二郎議員、6番藤原幸雄議員、8番藤原典男議員にお願い致します。

(開票)

○議長(伊藤榮悦) 投票結果を報告します。

投票総数17票、有効投票17票、無効0。

有効投票のうち、賛成15票、反対2票であります。

したがって、同意第4号は同意することに決定しました。

同意第5号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから同意第5号を無記名投票により採決します。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ただいまの出席議員数は、議長を除いて17名です。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○議長(伊藤榮悦) ただいま教育部長、退席しております。

(小玉教育部長 退席)

○議長(伊藤榮悦) 投票用紙の配付漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 配付漏れなしと認め、投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(伊藤榮悦) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長(伊藤榮悦) 投票漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票をお願いします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に9番西村 武議員、10番千田正英議員、11番戸田俊樹議員にお願い致します。

(開票)

○議長(伊藤榮悦) 投票の結果を報告します。

投票総数17票、有効投票17票、無効投票0。

有効投票のうち、賛成16票、反対1票。

以上のおり賛成が多数です。したがって、同意第5号は同意することに決定しまし

た。

同意第6号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから同意第6号を無記名投票により採決します。無記名投票で採決してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) ただいまの出席議員数は、議長を除いて17名です。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○議長(伊藤榮悦) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(伊藤榮悦) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

(投票)

○議長(伊藤榮悦) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人は12番菅原理恵子議員、13番中川光博議員、14番佐藤義久議員にお願い致します。

議員の皆さんにお願いしたいんですが、間もなく5時になりますので、終了まで延期してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(伊藤榮悦) お願いします。

(開票)

○議長(伊藤榮悦) 投票結果を報告します。

投票総数17票、有効投票17票、無効投票0。

有効投票のうち、賛成17票であります。

全会一致です。したがって、同意第6号は同意することに決定しました。

【日程第32、同意第7号 湖東地区行政一部事務組合議会議員の推薦について】

○議長（伊藤榮悦） 日程第32、同意第7号、湖東地区行政一部事務組合議会議員の推薦についてを議題とします。

同意第7号について、提出者の説明を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 同意第7号、湖東地区行政一部事務組合議会議員の推薦について。

湖東地区行政一部事務組合議会議員に下記の者を推薦したいので、湖東地区行政一部事務組合同規約第5条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

記

住 所 湊上市昭和豊川上虻川字仁山65番地

氏 名 佐々木 一 信

生年月日 昭和21年10月30日

平成27年6月12日提出 湊上市長 石川光男

提案理由

湖東地区行政一部事務組合議会議員の佐々木一信氏が平成27年6月16日付けで任期満了となるので、湖東地区行政一部事務組合同規約第5条第1項の規定により、議会の同意を得て議員を推薦しなければならないものである、これが提案理由であります。

略歴を記してありますが、佐々木さんは現在湊上市の消防団副団長としており、また、行政一部事務組合議会議員としている方であります。

以上であります。

○議長（伊藤榮悦） 質疑ありませんか。1番。

○1番（鑑 仁志） 今、市長の方から提案されましたけども、湖東地区行政一部事務組合議会議員になっていますけども、これ、湖東地区の場合は議員としては団長の古戸さんが議員として出てきておりましたけれども、そこら辺の絡みはどういうふうになっているのかな、ちょっと聞きたいんですけど。

○議長（伊藤榮悦） 副市長。

○副市長（鑑 利行） 1番鑑議員にお答え申し上げます。

湖東地区行政一部事務組合の識見を有する議員というのは4名おります。構成町の八郎湊町から1人、それから井川町から1人、湊上市から2人となっております。湊上市

以外の八郎潟町と井川町は、それぞれ団長が組合議員として識見を有する者ということで任命されております。潟上市の場合は、飯田川地区から1人、昭和地区から1人ということで、現在団長である古戸さんと副団長である佐々木さんが任命されているということでございますので、宜しくお願いします。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから同意第7号を採決します。3番。

○3番（佐々木嘉一） これまでの同意案件同様、無記名投票でお願いします。

○議長（伊藤榮悦） 会議規則第70条第1項の規定により無記名投票で採決します。3名以上の賛成はございますか。

（賛成者挙手）

○議長（伊藤榮悦） 会議規則第70条第1項の規定によって無記名投票で採決します。

よろしいでしょうか、無記名投票。採決します。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） ただいまの出席議員数は、議長を除いて17名です。

投票用紙を配付します。

（投票用紙配付）

○議長（伊藤榮悦） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（伊藤榮悦） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票願います。

（投票）

○議長（伊藤榮悦） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊藤榮悦） 投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人は16番大谷貞廣議員、17番伊藤正吉議員、18番菅原久和議員にお願い致します。

(開 票)

○議長（伊藤榮悦） 投票の結果を報告します。

投票総数17票、有効投票17票、無効投票0。

有効投票のうち、賛成13票、反対4票。

以上のおり賛成が多数です。したがって、同意第7号は同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場出入口開鎖)

【日程第33、陳情第6号 JR大久保駅西口の開設に関する要望書 及び 日程第34、陳情第7号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情書】

○議長（伊藤榮悦） 日程第33、陳情第6号、JR大久保駅西口の開設に関する要望書及び日程第34、陳情第7号、少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2016年度政府予算に係る意見書採択に関する陳情書を一括議題とします。

陳情第6号及び陳情第7号は、お手元に配付の請願・陳情文書表のおり総務文教常任委員会に付託したいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（伊藤榮悦） 異議なしと認めます。したがって、陳情第6号及び陳情第7号は、請願・陳情文書表のおり総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

なお、6月15日月曜日、午前10時から本会議を再開しますので、ご参集願います。

どうもご苦勞様でした。

午後 5時05分 散会